

平成 2 7 年 度

税 務 概 要



千葉県印旛郡酒々井町

町 民 憲 章

古い歴史と伝統をもつ新しい町酒々井は、輝く太陽の下、清らかな水と豊かな緑に包まれたわたくしたちのふるさとです。

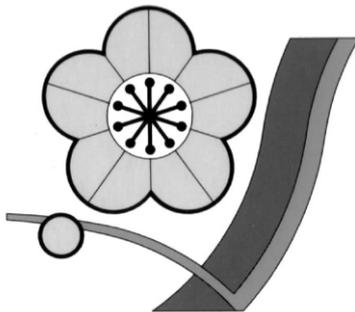
わたくしたちは、この素晴らしい自然を守りながら、文化の香り高い調和のとれた田園都市をつくりあげるために町民憲章を定めます。

- 一、わたくしたちは、歴史を大切にし、自然を愛して美しいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、若い力を育て、働くことを喜び豊かなまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、きまりを守り、他人を尊び明るいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、老人を敬い、子供を慈しみ温かいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、笑顔で接し、心の通う住みよいまちをつくりましょう。

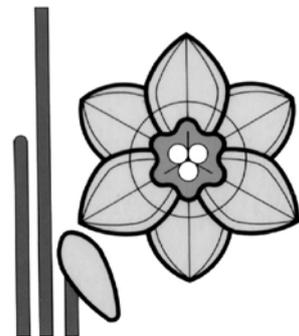
昭和 49 年 11 月 3 日制定



町の鳥「メジロ」
(平成 6 年制定)



町の木「梅」
(昭和 45 年制定)



町の花「水仙」
(平成元年制定)

目

次

I 酒々井町の概説

1	町の沿革等	1
2	人口等の推移	2
3	歳入歳出決算及び町税負担額の推移（一般会計）	2
4	平成26年度一般会計歳入歳出決算	4
5	平成27年度一般会計当初予算	6
6	酒々井町行政組織図	8

II 町税等の概況

1	租税体系図	9
2	税務事務概要	10
3	税目別決算額の推移（一般会計）	12
4	平成26年度町税決算状況（一般会計）	14
5	町税税率の経緯	16

III 税目別概況

(1) 町民税

1	町民税のあらまし	25
2	個人町民税納税義務者及び町民税額の推移	34
3	個人町民税所得者区分別課税額の推移	35
4	個人町民税所得者区分別納税義務者の推移	36
5	個人町民税所得者区分別総所得金額等の推移	37
6	個人町民税の所得控除額の推移	38
7	平成27年度個人町民税の納税義務者等に関する調	39
8	個人町民税負担額の推移	40
9	平成27年度個人町民税の課税標準額段階別課税状況	41
10	法人町民税調定額（現年課税分）の推移	42
11	平成26年度法人町民税月別調定額（現年課税分）	42
12	法人町民税決算期別法人数	43
13	法人の設立状況	43

(2) 固定資産税・都市計画税

1	固定資産税のあらまし	44
2	都市計画税のあらまし	46
3	納税義務者数（現年課税分）の推移	49
4	土地の筆数及び家屋棟数（免税点以上）の推移	49
5	調定額（現年課税分・免税点以上）・収入済額の推移	50
6	土地の概要に関する調	51
7	宅地に関する調（法定免税点以上）	53

8	家屋の概要に関する調	54
9	家屋の増減状況の推移	55
10	都市計画税に関する調（法定免税点以上）	56
11	償却資産の価格等に関する調	57
12	国有資産等所在市町村交付金及び納付金の状況	58
13	固定資産基準地等価格一覧表	59

(3) 軽自動車税

1	軽自動車税のあらまし	60
2	軽自動車税に関する調（定期分）	61

(4) 町たばこ税

1	町たばこ税のあらまし	63
2	町たばこ税の推移	64

(5) 国民健康保険税

1	国民健康保険税のあらまし	65
2	国民健康保険税の被保険者数・課税状況等の推移	66
3	国民健康保険税決算額の推移	68
4	平成26年度国民健康保険税の決算状況	68
5	国民健康保険1人当りの医療費と保険税の推移	70

IV 徴 収

1	町税口座振替状況調	71
2	町税口座振替納付状況調	71
3	督促状発送状況の推移	72
4	不納欠損額の推移	73
5	滞納繰越収納状況の推移	74
6	平成27年度納期一覧表	76

V そ の 他

1	税務証明書等の取扱件数	77
2	町税徴収経費の推移（一般会計）	78

I 酒々井町の概説

1. 町の沿革等

1. 位置

町は、千葉県北部、北総台地のほぼ中央部にあり、都心から約 50 km、成田国際空港から西に約 10 km に位置します。北東は国際空港と門前町の「成田市」や「富里市」と、南西は歴史と文化の城下町「佐倉市」や「八街市」と隣接し、また、北西では印旛沼を介して「印西市」に接しており、極めて温暖な気候に恵まれています。

方位	東経	方位	北緯
極東	140度18分	極南	35度42分
極西	140度14分	極北	35度45分

2. 交通

(鉄道) JR成田線酒々井駅、JR総武本線南酒々井駅、京成電鉄京成酒々井駅・京成宗吾参道駅の3線4駅があり、都心や千葉市、成田国際空港等と結ばれています。

(道路) 酒々井インターチェンジ・国道51号・296号や、主要地方道成東酒々井線・富里酒々井線・県道宗吾酒々井線があり、県東部、千葉市及び東京方面を結んでいます。

3. 沿革

町は、中世室町時代に下総の国を統治した千葉氏が本佐倉城を築城し、以後約100年にわたり、政治、経済の中心として栄えました。その後、江戸時代には成田参詣の宿場町としてにぎわい、明治22年の町村制の施行で近隣16か町村が合併し、戸数720戸、人口3,644人の酒々井町が誕生しました。

以来、着実な歩みを続け、昭和50年代には、大規模な住宅開発に伴う急激な人口増加により、それまでの農業中心の町から都市機能を備えた住宅都市へと変貌し、人口2万人を超える町へと発展しました。

4. 土地利用

町は、東西4.2 km、南北6.2 km、面積19.01 km²です。首都圏近郊整備地帯に属し、自然的土地利用と都市的土地利用の調和を基本に、早くから計画的な土地利用を進めています。

5. 町名の由来 (酒の井の伝説)

年老いた父親とその孝行息子の話。ある日、酒が何よりの楽しみの父親に酒を買って帰るお金がなく、途方にくれて歩いていると酒の香りのする井戸を見つけるといふ、所謂「養老伝説」が町名の由来であり、今も酒の井戸のあったと言われる場所には「酒の井」の碑が残されています。また、町内には有名な酒蔵もあり、酒造りにも適した豊かで良質な水が町の自慢でもあります。

2. 人口等の推移

区 分		22		23	
		人数（人）	前年比（%）	人数（人）	前年比（%）
人 口	男	10,799	99.8	10,747	99.5
	女	10,601	99.5	10,522	99.3
	計	21,400	99.6	21,269	99.4
世 帯 数		8,978	100.6	8,966	99.9
一世帯当たりの人口		2.38	99.0	2.37	99.5
人口密度（k㎡あたり）		1,125.1	99.6	1,118.2	99.4

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

3. 歳入歳出決算及び町税負担額の推移（一般会計）

区 分		年度	
		22	23
一 般 会 計 （円）	歳 入	6,646,034,300	6,128,762,785
	歳 出	6,378,954,274	5,747,871,031
町 税 総 額 （ 円 ）		2,529,963,542	2,537,523,802
町 税 総 額 / 歳 入 総 額 （ % ）		38.1	41.4
町 税 負 担 額 （円）	一人当たり	118,223	119,306
	一世帯当たり	281,796	283,016
歳 出 額 （円）	一人当たり	298,082	270,246
	一世帯当たり	710,509	641,074

24		25		26		27	
人数（人）	前年比（%）	人数（人）	前年比（%）	人数（人）	前年比（%）	人数（人）	前年比（%）
10,695	99.5	10,734	100.4	10,750	100.1	10,657	99.1
10,494	99.7	10,661	101.6	10,703	100.4	10,691	99.9
21,189	99.6	21,395	101.0	21,453	100.3	21,348	99.5
9,055	101.0	9,244	102.1	9,445	102.2	9,493	100.5
2.34	98.6	2.31	98.9	2.27	98.1	2.25	99.0
1,114.0	99.6	1,124.9	101.0	1,127.9	100.3	1,123.0	99.6

24	25	26	27
6,611,728,360	6,417,021,751	6,474,330,503	5,991,005,000
6,054,859,990	6,010,178,833	5,922,923,955	5,991,005,000
2,509,491,160	2,582,459,844	2,800,052,058	2,658,341,000
38.0	40.2	43.2	44.4
118,434	120,704	130,520	124,524
277,139	279,366	296,459	280,032
285,755	280,915	276,088	280,635
668,676	650,171	627,096	631,097

資料：歳入歳出決算書（平成27年度は当初予算）

4. 平成26年度一般会計歳入歳出決算

(単位：千円・%)

歳入			歳出		
款別	決算額	構成比	款別	決算額	構成比
町税	2,800,052	43.2	議会費	119,808	2.0
地方譲与税	59,442	0.9	総務費	988,504	16.7
利子割交付金	5,011	0.1	民生費	1,573,567	26.6
配当割交付金	22,140	0.3	衛生費	472,918	8.0
株式等譲渡所得割交付金	15,575	0.2	農林水産業費	118,651	2.0
地方消費税交付金	199,486	3.1	商工費	99,684	1.7
自動車取得税交付金	11,787	0.2	土木費	806,871	13.6
地方特例交付金	11,417	0.2	消防費	434,965	7.3
地方交付税	970,963	15.0	教育費	860,166	14.5
交通安全対策特別交付金	3,342	0.1	公債費	447,790	7.6
分担金及び負担金	55,961	0.9			
使用料及び手数料	47,594	0.7			
国庫支出金	654,139	10.1			
県支出金	368,805	5.7			
財産収入	5,956	0.1			
寄附金	0	0.0			
繰入金	455,287	7.0			
繰越金	166,124	2.6			
諸収入	172,450	2.7			
町債	448,800	6.9			
歳入合計	6,474,331	100.0	歳出合計	5,922,924	100.0

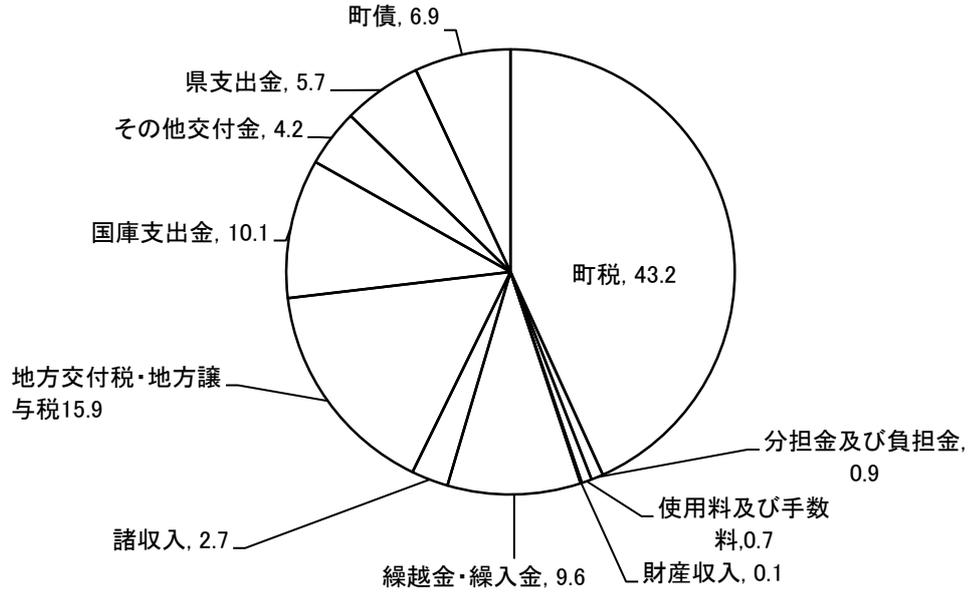
○ 町税の税目別歳入決算

(単位：千円・%)

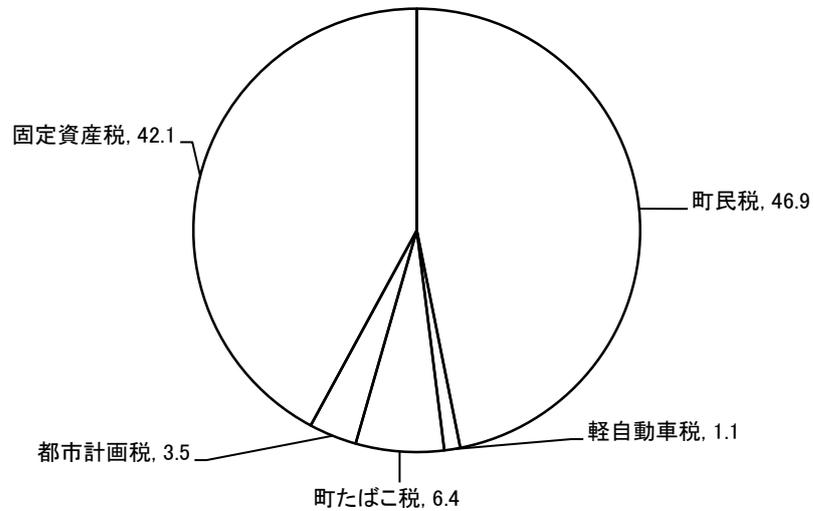
項目	決算額	構成比	項目	決算額	構成比
町民税	1,312,664	46.9	都市計画税	96,909	3.5
固定資産税	1,179,478	42.1	特別土地保有税	0	0.0
軽自動車税	32,259	1.1			
町たばこ税	178,742	6.4	町税歳入合計	2,800,052	99.9

図表（平成26年度一般会計歳入歳出決算額）

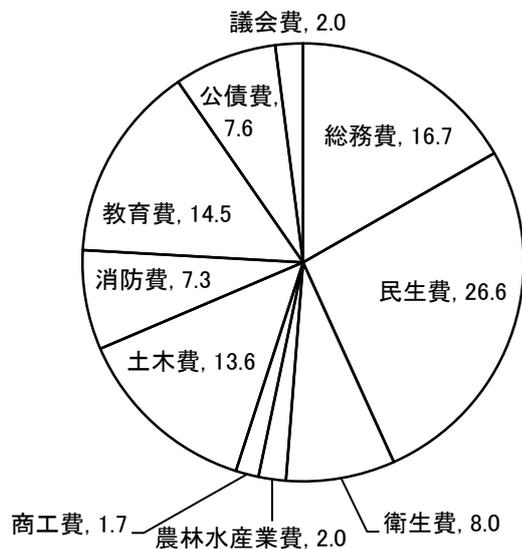
1. 歳入の構成比（%）（総額 6,474,331 千円）（自主財源 57.2% 依存財源 42.8%）



2. 町税の構成比（%）（総額 2,800,052 千円）



3. 歳出の構成比（%）（総額 5,922,924 千円）



5. 平成27年度一般会計当初予算

(単位：千円・%)

歳入			歳出		
款別	予算額	構成比	款別	予算額	構成比
町税	2,658,341	44.4	議会費	130,213	2.2
地方譲与税	61,900	1.0	総務費	1,093,686	18.3
利子割交付金	5,200	0.1	民生費	1,589,788	26.5
配当割交付金	12,100	0.2	衛生費	498,023	8.3
株式等譲渡所得割交付金	4,300	0.1	農林水産業費	103,677	1.7
地方消費税交付金	195,400	3.3	商工費	106,912	1.8
自動車取得税交付金	11,000	0.2	土木費	609,557	10.2
地方特例交付金	11,400	0.2	消防費	439,466	7.3
地方交付税	889,700	14.9	教育費	1,006,892	16.8
交通安全対策特別交付金	3,600	0.1	公債費	402,791	6.7
分担金及び負担金	62,600	1.0	予備費	10,000	0.2
使用料及び手数料	44,580	0.7			
国庫支出金	577,639	9.6			
県支出金	366,446	6.1			
財産収入	7,016	0.1			
寄附金	202	0.0			
繰入金	426,984	7.1			
繰越金	30,000	0.5			
諸収入	132,797	2.2			
町債	489,800	8.2			
歳入合計	5,991,005	100.0	歳出合計	5,991,005	100.0

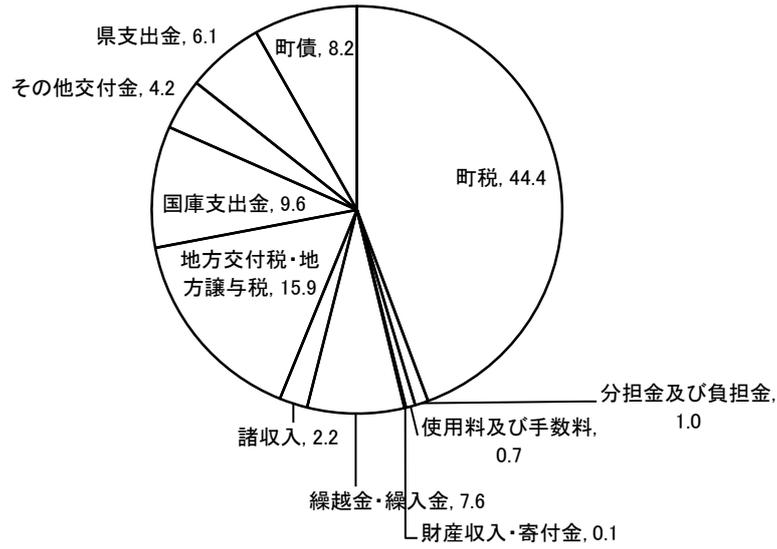
○ 町税の税目別歳入当初予算

(単位：千円・%)

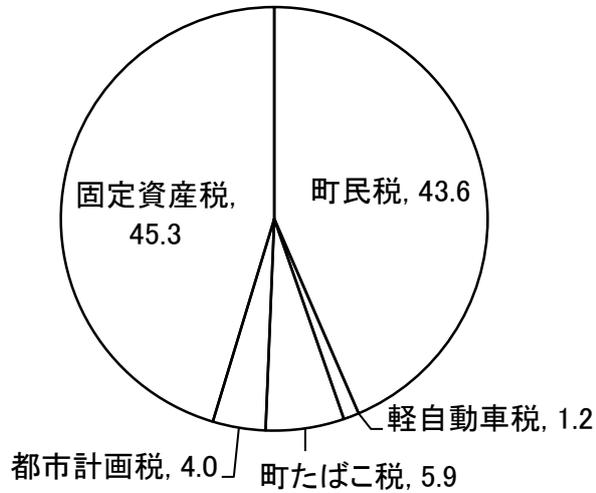
項目	予算額	構成比	項目	予算額	構成比
町民税	1,157,278	43.6	都市計画税	106,378	4.0
固定資産税	1,205,500	45.3	特別土地保有税	1	0.0
軽自動車税	31,272	1.2			
町たばこ税	157,912	5.9	町税歳入合計	2,658,341	100.0

図表（平成27年度一般会計歳入歳出当初予算額）

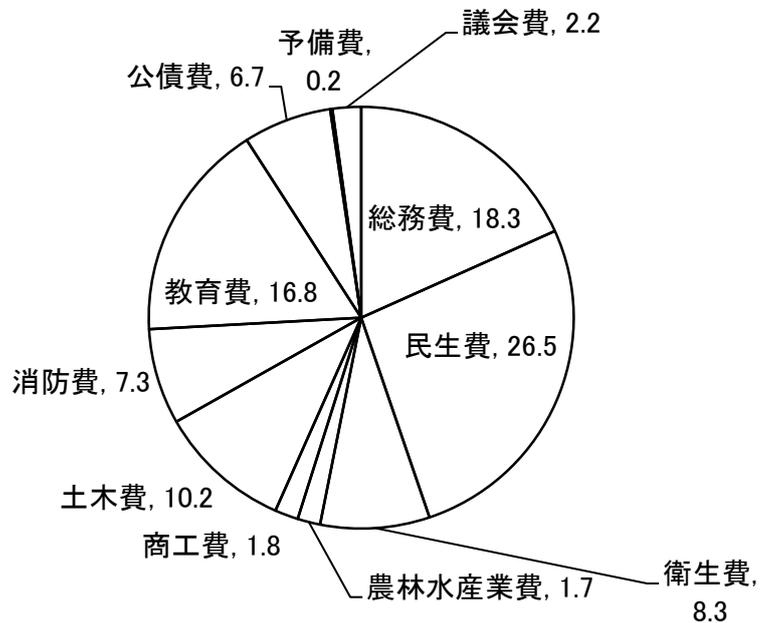
1. 歳入の構成比（%）（総額 5,991,005 千円）（自主財源 56.1% 依存財源 43.9%）



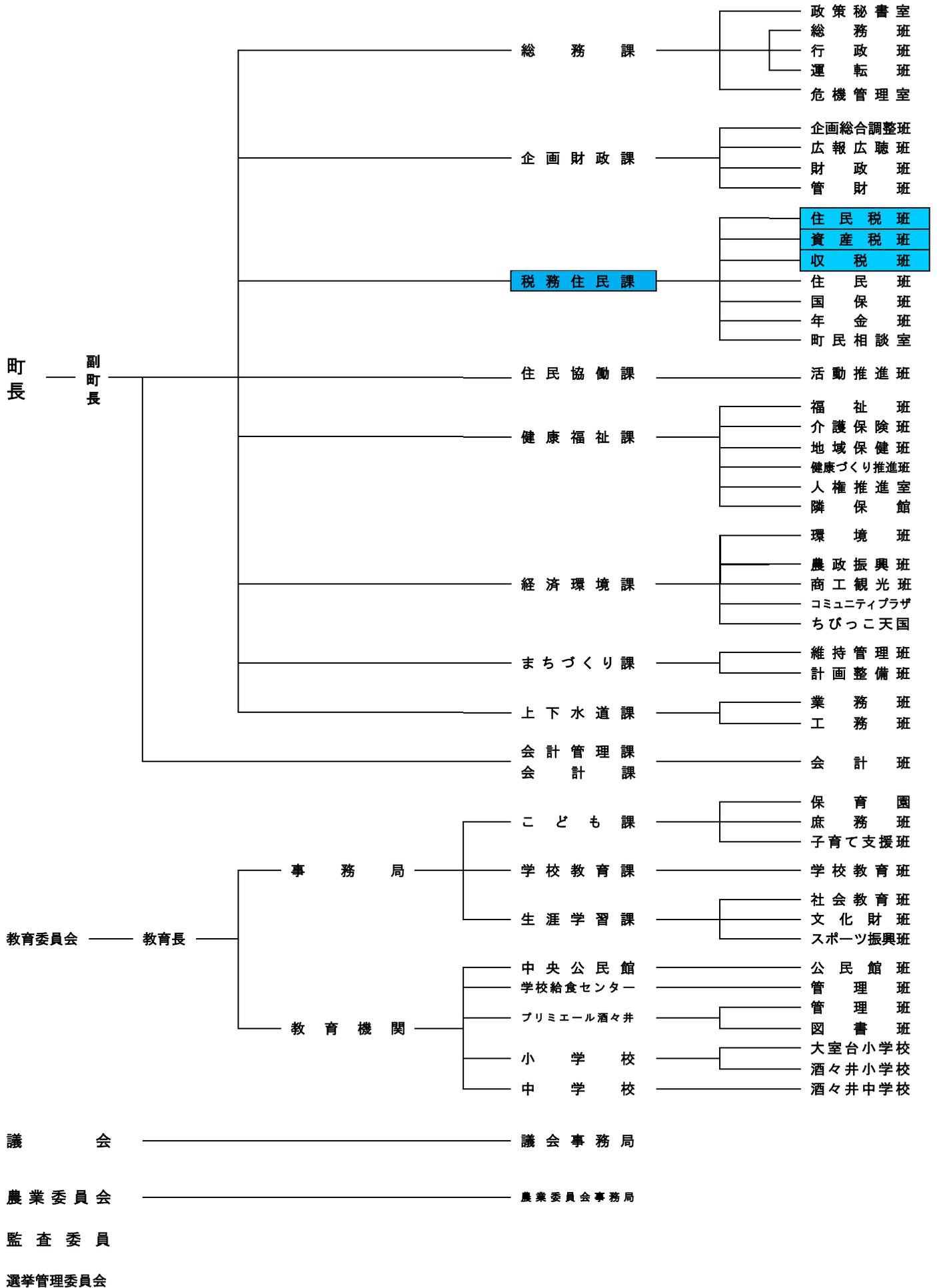
2. 町税の構成比（%）（総額 2,658,341 千円）



3. 歳出の構成比（%）（総額 5,991,005 千円）



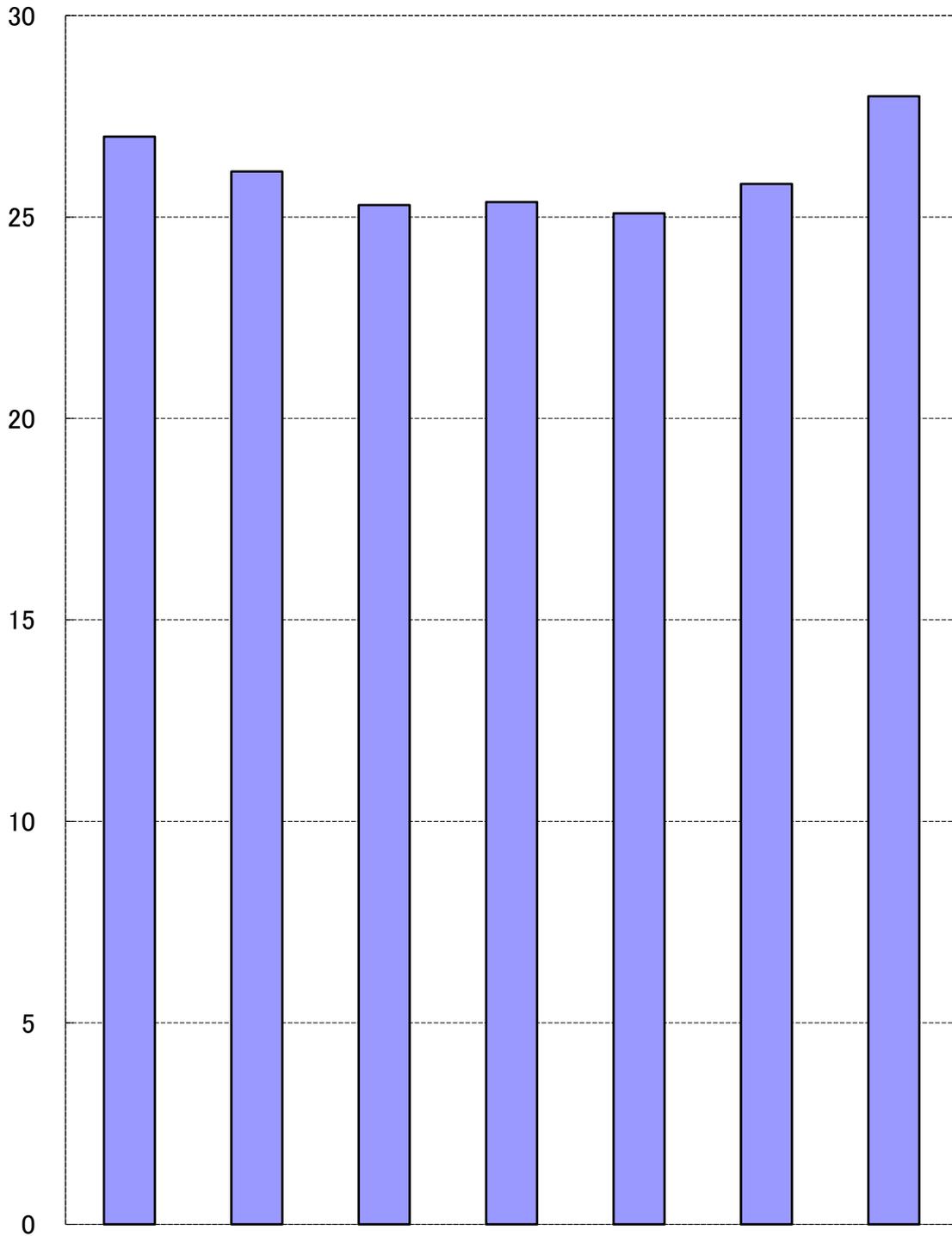
酒々井町行政組織図



Ⅱ 町税等の概況

(一般会計町税総額の推移)

単位：億円



	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
決算額	2,699,668	2,612,692	2,529,964	2,537,524	2,509,491	2,582,460	2,800,052

(単位：千円)

2. 税務事務概要

税関係の委員会等

1. 酒々井町固定資産評価審査委員会（定数3名）

職名	氏名	住所	任期
委員長	齋藤 照一	下岩橋99	平成26年12月22日～平成29年12月21日
職務代理者	鶴岡 嘉廣	酒々井1692	平成26年12月22日～平成29年12月21日
委員	星野 建一郎	中央台3-3-1 6-302	平成26年12月22日～平成29年12月21日

税務課事務分掌

住民税班	1. 町民税の申告及び賦課に関する事
	2. 軽自動車税の賦課に関する事
	3. 町たばこ税の賦課に関する事
	4. 国民健康保険税の賦課に関する事
	5. 法人町民税に関する事
	6. 国税及び県税に関する事
資産税班	1. 固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事
	2. 固定資産の実地調査及び評価に関する事
	3. 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する事
	4. 公簿の閲覧及び固定資産の証明に関する事
収税班	1. 町税の徴収に関する事
	2. 納税督促・催告に関する事
	3. 滞納処分に関する事
	4. 納税口座振替に関する事
	5. 収納委託及び受託に関する事
	6. 納税思想の普及に関する事
	7. 納税の証明に関する事
	8. 固定資産評価審査委員会に関する事
	9. 千葉県滞納整理推進機構に関する事

■ 職員数等（各年度4月1日現在）

年度	班 名	職 名							計
		課 長	主 幹	副主幹	主 査	副主査	主 任	主 事	
23		1							1
	住民税班			1	1	1	2		5
	資産税班			1	1	1		1	4
	収 税 班			2		1	1		4
	計	1	0	4	2	3	3	1	14
		課 長	主 幹	副主幹	主 査	副主査	主 任	主 事	計
24		1							1
	住民税班			2	1	1	1		5
	資産税班		1		2		1		4
	収 税 班			1		2			3
	計	1	1	3	3	3	2	0	13
		課 長	主 幹	副主幹	主 査	副主査	主 任	主 事	計
25		1							1
	住民税班			2		1	2		5
	資産税班		1		2		1	1	5
	収 税 班		1			2			3
	計	1	2	2	2	3	3	1	14
		課 長	主 幹	副主幹	主 査	副主査	主 任	主 事	計
26		1							1
	住民税班		1	1		1	2		5
	資産税班		1	2				1	4
	収 税 班		1	1		1		1	4
	計	1	3	4	0	2	2	2	14
		課 長	主 幹	副主幹	主 査	副主査	主 任	主 事	計
27		1							1
	住民税班		1	1		2			4
	資産税班		1	2				1	4
	収 税 班			1		2		1	4
	計	1	2	4	0	4	0	2	13
		課 長	主 幹	副主幹	主 査	副主査	主 任	主 事	計

3. 税目別決算額の推移（一般会計）

税目等		年度	22				23			
		区分	調定額	収入済額	収納率	収入前年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前年対比
町民税	個人	現	1,104,944	1,077,497	97.5	91.8	1,059,945	1,032,074	97.4	95.8
		滞	105,819	16,281	15.4	74.0	111,930	15,820	14.1	97.2
		計	1,210,763	1,093,778	90.3	91.5	1,171,875	1,047,894	89.4	95.8
	法人	現	98,108	96,803	98.7	102.3	110,204	109,694	99.5	113.3
		滞	2,721	395	14.5	50.3	3,301	848	25.7	214.7
		計	100,829	97,198	96.4	101.9	113,505	110,542	97.4	113.7
計		1,311,592	1,190,976	90.8	92.2	1,285,380	1,158,436	90.1	97.3	
固定資産税	固定資産税	現	1,098,592	1,078,186	98.1	101.7	1,106,205	1,086,530	98.2	100.8
		滞	71,187	11,414	16.0	89.0	74,799	16,256	21.7	142.4
		計	1,169,779	1,089,600	93.1	101.5	1,181,004	1,102,786	93.4	101.2
	交・納付金	現	5,485	5,485	100.0	102.0	5,485	5,485	100.0	100.0
	計		1,175,264	1,095,085	93.2	101.5	1,186,489	1,108,271	93.4	101.2
軽自動車税	現	28,878	27,396	94.9	104.4	30,195	28,866	95.6	105.4	
	滞	3,706	730	19.7	110.1	4,046	729	18.0	99.9	
	計	32,584	28,126	86.3	104.6	34,241	29,595	86.4	105.2	
町たばこ税	現	121,607	121,607	100.0	100.1	121,607	121,607	100.0	100.0	
特別土地保有税	現	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	滞	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	計	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
都市計画税	現	94,903	93,140	98.1	99.7	94,856	93,169	98.2	100.0	
	滞	6,450	1,030	16.0	87.9	6,689	1,440	21.5	139.8	
	計	101,353	94,170	92.9	99.5	101,545	94,609	93.2	100.5	
合計	現年課税分		2,630,866	2,500,114	95.0	97.1	2,552,517	2,477,425	97.1	99.1
	滞納繰越分		189,883	29,850	15.7	79.7	189,883	35,093	18.5	117.6
	計		2,820,749	2,529,964	89.7	96.8	2,742,400	2,512,518	91.6	99.3

(単位：千円・%)

24				25				26			
調定額	収入済額	収納率	収入前年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前年対比
1,072,768	1,048,240	97.7	101.6	1,066,510	1,036,387	97.2	98.9	1,132,351	1,105,738	97.6	106.7
116,983	16,023	13.7	101.3	118,246	16,662	14.1	104.0	119,288	27,196	22.8	163.2
1,189,751	1,064,263	89.5	101.6	1,184,756	1,053,049	88.9	98.9	1,251,639	1,132,934	90.5	107.6
106,507	105,926	99.5	96.6	150,951	150,404	99.6	142.0	180,114	179,397	99.6	119.3
2,613	404	15.5	47.6	2,540	501	19.7	124.0	2,126	333	15.7	66.5
109,120	106,330	97.4	96.2	153,491	150,905	98.3	141.9	182,240	179,730	98.6	119.1
1,298,871	1,170,593	90.1	101.0	1,338,247	1,203,954	90.0	102.8	1,433,879	1,312,664	91.5	109.0
1,064,112	1,047,078	98.4	96.4	1,075,744	1,060,617	98.6	101.3	1,176,049	1,159,429	98.6	109.3
73,374	12,738	17.4	78.4	68,724	11,471	16.7	90.1	64,237	15,262	23.8	133.0
1,137,486	1,059,816	93.2	96.1	1,144,468	1,072,088	93.7	101.2	1,240,286	1,174,691	94.7	109.6
5,485	5,485	100.0	100.0	4,787	4,787	100.0	87.3	4,787	4,787	100.0	100.0
1,142,971	1,065,301	93.2	96.1	1,149,255	1,076,875	93.7	101.1	1,245,073	1,179,478	94.7	109.5
30,226	28,882	95.6	100.1	30,596	29,274	95.7	101.4	32,370	31,338	96.8	107.1
4,211	652	15.5	89.4	4,320	765	17.7	117.3	4,452	921	20.7	120.4
34,437	29,534	85.8	99.8	34,916	30,039	86.0	101.7	36,822	32,259	87.6	107.4
154,852	154,852	100.0	127.3	182,000	182,000	100.0	117.5	178,742	178,742	100.0	98.2
0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
89,532	88,099	98.4	94.6	89,867	88,603	98.6	100.6	96,971	95,601	98.6	107.9
6,499	1,113	17.1	77.3	5,999	989	16.5	88.9	5,533	1,308	23.6	132.3
96,031	89,212	92.9	94.3	95,866	89,592	93.5	100.4	102,504	96,909	94.5	108.2
2,523,482	2,478,562	98.2	100.0	2,600,455	2,552,072	98.1	103.0	2,801,384	2,755,032	98.3	108.0
203,680	30,930	15.2	88.1	199,829	30,388	15.2	98.2	195,636	45,020	23.0	148.2
2,727,162	2,509,492	92.0	99.9	2,800,284	2,582,460	92.2	102.9	2,997,020	2,800,052	93.4	108.4

資料：平成22年度～平成26年度決算統計書

4. 平成26年度町税決算状況（一般会計）

税目	予算額	調定額	収入済額
1 町民税	1,225,185,000	1,433,878,417	1,312,664,134
（個人）現年課税分	1,059,462,000	1,132,350,728	1,105,737,634
滞納繰越分	10,821,000	119,287,442	27,196,053
計	1,070,283,000	1,251,638,170	1,132,933,687
（法人）現年課税分	154,602,000	180,113,800	179,397,000
滞納繰越分	300,000	2,126,447	333,447
計	154,902,000	182,240,247	179,730,447
2 固定資産税	1,109,806,000	1,245,072,947	1,179,478,066
現年課税分	1,095,137,000	1,176,049,100	1,159,429,042
滞納繰越分	9,882,000	64,236,847	15,262,024
計	1,105,019,000	1,240,285,947	1,174,691,066
交付金及び納付金	4,787,000	4,787,000	4,787,000
3 軽自動車税	29,986,000	36,821,900	32,259,200
現年課税分	29,435,000	32,370,200	31,338,000
滞納繰越分	551,000	4,451,700	921,200
4 町たばこ税	170,049,000	178,741,830	178,741,830
5 特別土地保有税	1,000	0	0
現年課税分	1,000	0	0
滞納繰越分	0	0	0
6 都市計画税	94,079,000	102,505,040	96,908,828
現年課税分	93,148,000	96,971,500	95,601,088
滞納繰越分	931,000	5,533,540	1,307,740
現年課税分合計	2,606,621,000	2,801,384,158	2,755,031,594
滞納繰越分合計	22,485,000	195,635,976	45,020,464
合計	2,629,106,000	2,997,020,134	2,800,052,058

(単位：円・%)

不納欠損額	収入未済額	収 納 率	平成25年度 収 納 率	平成24年度 収 納 率
8,725,614	112,488,669	91.55	89.97	90.12
	26,613,094	97.65	97.18	97.71
8,260,614	83,830,775	22.80	14.09	13.70
8,260,614	110,443,869	90.52	88.88	89.45
	716,800	99.60	99.64	99.45
465,000	1,328,000	15.68	19.72	15.46
465,000	2,044,800	98.62	98.32	97.44
6,788,597	58,806,284	94.73	93.70	93.20
	16,620,058	98.59	98.59	98.40
6,788,597	42,186,226	23.76	16.69	17.36
6,788,597	58,806,284	94.71	93.68	93.17
		100.00	100.00	100.00
549,600	4,013,100	87.61	86.03	85.76
	1,032,200	96.81	95.68	95.55
549,600	2,980,900	20.69	17.72	15.48
		100.00	100.00	100.00
0	0	0.00	0.00	0.00
0	0	0.00	0.00	0.00
0	0	0.00	0.00	0.00
602,653	4,993,559	94.54	93.45	92.90
	1,370,412	98.59	98.59	98.40
602,653	3,623,147	23.63	16.48	17.13
0	46,352,564	98.35	98.14	98.22
16,666,464	133,949,048	23.01	15.21	15.19
16,666,464	180,301,612	93.43	92.22	92.02

5. 町税税率の経緯

区分		年度	10	11																	
町 民 税	均等割	町民税 2,000円 県民税 1,000円																			
		個人	課税標準額		課税標準額																
			税率(%)	速算控除(円)	税率(%)	速算控除(円)															
		所得割	町民税	200万円以下の金額	3	0	町民税	200万円以下の金額	3	0											
	200万円を超え700万円以下の金額		8	100,000	町民税	200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000													
	法人	均等割	700万円を超える金額	12	380,000	700万円を超える金額	10	240,000													
		県民税	700万円以下の金額	2	0	県民税	700万円以下の金額	2	0												
	均等割	700万円を超える金額	3	70,000	700万円を超える金額	3	70,000														
		法人税割	12.3%																		
	固定資産税	1.4%	免税点	<table border="0"> <tr> <td rowspan="3">}</td> <td>土地</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>家屋</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>1,500,000円</td> </tr> </table>	}	土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円										
}	土地	300,000円																			
	家屋	200,000円																			
	償却資産	1,500,000円																			
軽自動車	<table border="0"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>軽自動車</td> </tr> <tr> <td>50cc以下1,000円</td> <td>二輪 2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下1,200円</td> <td>三輪 3,100円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下1,600円</td> <td>四輪</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>貨物 営業用3,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc以下2,500円</td> <td>自家用4,000円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>乗用 営業用5,500円</td> </tr> <tr> <td>農耕用 1,600円</td> <td>自家用7,200円</td> </tr> <tr> <td>その他 4,700円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車 4,000円</td> <td></td> </tr> </table>	原動機付自転車	軽自動車	50cc以下1,000円	二輪 2,400円	90cc以下1,200円	三輪 3,100円	125cc以下1,600円	四輪	ミニカー	貨物 営業用3,000円	50cc以下2,500円	自家用4,000円	小型特殊自動車	乗用 営業用5,500円	農耕用 1,600円	自家用7,200円	その他 4,700円		二輪の小型自動車 4,000円	
原動機付自転車	軽自動車																				
50cc以下1,000円	二輪 2,400円																				
90cc以下1,200円	三輪 3,100円																				
125cc以下1,600円	四輪																				
ミニカー	貨物 営業用3,000円																				
50cc以下2,500円	自家用4,000円																				
小型特殊自動車	乗用 営業用5,500円																				
農耕用 1,600円	自家用7,200円																				
その他 4,700円																					
二輪の小型自動車 4,000円																					
町たばこ税	従量税 千本につき2,434円 (旧3級品千本につき1,155円)	従量税 千本につき2,668円 (旧3級品千本につき1,266円)																			
特別土地保有税	保有分 1.4% (5,000㎡以上) 取得分 3% (5,000㎡以上)																				
都市計画税	0.2%																				
国民健康 保険税	所得割	7.0%																			
	資産割	35%																			
	均等割	15,000円																			
	平等割	20,000円																			
課税限度額		530,000円																			

区分		年度	12	13	14																																																
町 民 税	個人	均等割	町民税 2,000円 県民税 1,000円																																																		
		所得割	課税標準額		税率(%)	速算控除(円)																																															
			町民税	200万円以下の金額	3	0																																															
				200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000																																															
				700万円を超える金額	10	240,000																																															
	県民税	700万円以下の金額	2	0																																																	
		700万円を超える金額	3	70,000																																																	
	法人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超え50億円以下の金額</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>				資本金の金額	従業者数	税率	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	10億円を超え50億円以下の金額	50人超	1,750,000円	50人超	3,000,000円																					
			資本金の金額	従業者数	税率																																																
			1,000万円以下	50人以下	50,000円																																																
50人超				120,000円																																																	
1,000万円を超え1億円以下の金額			50人以下	130,000円																																																	
			50人超	150,000円																																																	
1億円を超え10億円以下の金額			50人以下	160,000円																																																	
			50人超	400,000円																																																	
10億円を超える金額			50人以下	410,000円																																																	
10億円を超え50億円以下の金額			50人超	1,750,000円																																																	
	50人超	3,000,000円																																																			
法人税割				12.3%																																																	
固定資産税		1.4%	免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																																																	
軽自動車		<table border="0"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td></td> <td>軽自動車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>二輪</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下</td> <td>1,200円</td> <td>三輪</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下</td> <td>1,600円</td> <td>四輪</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td></td> <td>貨物</td> <td>営業用3,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>2,500円</td> <td></td> <td>自家用4,000円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td></td> <td>乗用</td> <td>営業用5,500円</td> </tr> <tr> <td>農耕用</td> <td>1,600円</td> <td></td> <td>自家用7,200円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊1,000cc以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,400円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,700円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>4,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				原動機付自転車		軽自動車		50cc以下	1,000円	二輪	2,400円	90cc以下	1,200円	三輪	3,100円	125cc以下	1,600円	四輪		ミニカー		貨物	営業用3,000円	50cc以下	2,500円		自家用4,000円	小型特殊自動車		乗用	営業用5,500円	農耕用	1,600円		自家用7,200円	小型特殊1,000cc以下					2,400円			その他	4,700円			二輪の小型自動車	4,000円		
原動機付自転車		軽自動車																																																			
50cc以下	1,000円	二輪	2,400円																																																		
90cc以下	1,200円	三輪	3,100円																																																		
125cc以下	1,600円	四輪																																																			
ミニカー		貨物	営業用3,000円																																																		
50cc以下	2,500円		自家用4,000円																																																		
小型特殊自動車		乗用	営業用5,500円																																																		
農耕用	1,600円		自家用7,200円																																																		
小型特殊1,000cc以下																																																					
	2,400円																																																				
その他	4,700円																																																				
二輪の小型自動車	4,000円																																																				
町たばこ税		従量税 千本につき2,668円 (旧3級品千本につき1,266円)																																																			
特別土地保有税		保有分 1.4% (5,000㎡以上) 取得分 3% (5,000㎡以上)																																																			
都市計画税		0.2%																																																			
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	7.0%	7.2%																																																	
		資産割	35%	33%																																																	
		均等割	15,000円	17,000円																																																	
		平等割	20,000円	20,000円																																																	
	課税限度額	530,000円	530,000円																																																		
	介護納付金課税額	所得割	0.8%	0.8%																																																	
均等割		9,000円	9,000円																																																		
		課税限度額	70,000円	70,000円																																																	

区分		年度	15	16		
町 民 税	個人	均等割	町民税 2,000円 県民税 1,000円	町民税 3,000円 県民税 1,000円		
		所得割	課税標準額 税率(%) 速算控除(円)			
			町民税	200万円以下の金額	3	0
				200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000
				700万円を超える金額	10	240,000
	県民税	700万円以下の金額	2	0		
		700万円を超える金額	3	70,000		
	法人	均等割	資本金の金額 従業者数 税率			
			1,000万円以下	50人以下	50,000円	
				50人超	120,000円	
1,000万円を超え1億円以下の金額			50人以下	130,000円		
			50人超	150,000円		
1億円を超え10億円以下の金額			50人以下	160,000円		
			50人超	400,000円		
10億円を超える金額			50人以下	410,000円		
			50人超	1,750,000円		
10億円を超え50億円以下の金額			50人超	1,750,000円		
	50人超	3,000,000円				
法人税割		12.30%				
固定資産税		1.4%	免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円		
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用3,000円 自家用4,000円 乗用 営業用5,500円 自家用7,200円			
町たばこ税		千本につき2,977円 (旧3級品千本につき1,412円)				
特別土地保有税		課税停止				
都市計画税		0.2%				
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	7.8%			
		資産割	26.6%			
		均等割	19,500円			
		平等割	22,500円			
	課税限度額	530,000円				
	介護納付金課税額	所得割	0.8%			
均等割		9,000円				
課税限度額		70,000円				

区分		年度	17	18																																															
町 民 税	個 人	均等割	町民税 3,000円 県民税 1,000円 町民税 1,500円 県民税 500円 ※ 平成17年度のみ生計を同一とする妻の均等割額は半額課税	町民税 3,000円 県民税 1,000円 ※ 生計を同一とする妻の均等割額は全額課税 ※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての均等割額は、次のとおりである ・平成18年度 町民税 1,000円 県民税 300円 ・平成19年度 町民税 2,000円 県民税 600円 ・平成20年度 町民税 3,000円 県民税 1,000円																																															
		所得割	課税標準額	税率(%)	速算控除(円)																																														
		町民税	200万円以下の金額	3	0																																														
		町民税	200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000																																														
町民税	700万円を超える金額	10	240,000																																																
県民税	700万円以下の金額	2	0																																																
県民税	700万円を超える金額	3	70,000																																																
		※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての所得割額は、次のとおりである ・平成18年度 1/3課税 ・平成19年度 2/3課税 ・平成20年度 全額課税																																																	
	法人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超え50億円以下の金額</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金の金額	従業者数	税率	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	10億円を超え50億円以下の金額	50人超	1,750,000円	50人超	3,000,000円																				
資本金の金額	従業者数	税率																																																	
1,000万円以下	50人以下	50,000円																																																	
	50人超	120,000円																																																	
1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円																																																	
	50人超	150,000円																																																	
1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円																																																	
	50人超	400,000円																																																	
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																																																	
	50人超	1,750,000円																																																	
10億円を超え50億円以下の金額	50人超	1,750,000円																																																	
	50人超	3,000,000円																																																	
	法人税割		12.30%																																																
固定資産税	1.4%	免税点	<table border="1"> <tr> <td>土地</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>家屋</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>1,500,000円</td> </tr> </table>	土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																																										
土地	300,000円																																																		
家屋	200,000円																																																		
償却資産	1,500,000円																																																		
軽自動車		<table border="1"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td></td> <td>軽自動車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>二輪</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下</td> <td>1,200円</td> <td>三輪</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下</td> <td>1,600円</td> <td>四輪</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td></td> <td>貨物</td> <td>営業用3,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>2,500円</td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td></td> <td>乗用</td> <td>営業用5,500円</td> </tr> <tr> <td>農耕用</td> <td>1,600円</td> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊1,000cc以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,400円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,700円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>4,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	原動機付自転車		軽自動車		50cc以下	1,000円	二輪	2,400円	90cc以下	1,200円	三輪	3,100円	125cc以下	1,600円	四輪		ミニカー		貨物	営業用3,000円	50cc以下	2,500円	自家用	4,000円	小型特殊自動車		乗用	営業用5,500円	農耕用	1,600円	自家用	7,200円	小型特殊1,000cc以下					2,400円			その他	4,700円			二輪の小型自動車	4,000円			
原動機付自転車		軽自動車																																																	
50cc以下	1,000円	二輪	2,400円																																																
90cc以下	1,200円	三輪	3,100円																																																
125cc以下	1,600円	四輪																																																	
ミニカー		貨物	営業用3,000円																																																
50cc以下	2,500円	自家用	4,000円																																																
小型特殊自動車		乗用	営業用5,500円																																																
農耕用	1,600円	自家用	7,200円																																																
小型特殊1,000cc以下																																																			
	2,400円																																																		
その他	4,700円																																																		
二輪の小型自動車	4,000円																																																		
町たばこ税	千本につき2,977円 (旧3級品千本につき1,412円)		千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)																																																
特別土地保有税	課税停止																																																		
都市計画税	0.2%																																																		
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	7.8%	8.3%																																															
		資産割	26.6%	25.0%																																															
		均等割	19,500円	29,400円																																															
	介護納付金課税額	平等割	22,500円	31,200円																																															
		課税限度額	530,000円	530,000円																																															
		所得割	0.8%	1.4%																																															
	均等割	9,000円	13,000円																																																
	課税限度額	70,000円	90,000円																																																

区分		年度	19	20																										
町	個人	均等割	町民税 3,000円 県民税 1,000円 ※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての均等割額は、次のとおりである ・平成19年度 町民税 2,000円 県民税 600円 ・平成20年度 町民税 3,000円 県民税 1,000円	町民税 3,000円 県民税 1,000円 ※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての均等割額は、次のとおりである ・平成20年度 町民税 3,000円 県民税 1,000円																										
		所得割	平成19年度～ 課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10% 町民税 6% 県民税 4%	平成19年度～ 課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10% 町民税 6% 県民税 4%																										
	法人	均等割	※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての所得割額は、次のとおりである ・平成19年度 2/3課税 ・平成20年度 全額課税	※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての所得割額は、次のとおりである ・平成20年度 全額課税																										
税	法人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超え50億円以下の金額</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金の金額	従業者数	税 率	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	10億円を超え50億円以下の金額	50人超	1,750,000円	50人超	3,000,000円	
		資本金の金額	従業者数	税 率																										
1,000万円以下	50人以下	50,000円																												
	50人超	120,000円																												
1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円																												
	50人超	150,000円																												
1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円																												
	50人超	400,000円																												
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																												
10億円を超え50億円以下の金額	50人超	1,750,000円																												
	50人超	3,000,000円																												
	法人税割		12.30%																											
固定資産税		1.4%	免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																										
軽自動車			原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用3,000円 自家用4,000円 乗用 営業用5,500円 自家用7,200円																										
町たばこ税		千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)		千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)																										
特別土地保有税		課税停止																												
都市計画税		0.2%																												
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	8.3%	5.6%																										
		資産割	25.0%	25.0%																										
		均等割	29,400円	23,000円																										
		平等割	31,200円	31,200円																										
		課税限度額	530,000円	470,000円																										
		後期高齢者支援金	所得割		2.7%																									
	介護納付金課税額	均等割		6,400円																										
		課税限度額		120,000円																										
		所得割	1.4%	1.4%																										
		均等割	13,000円	13,000円																										
		課税限度額	90,000円	90,000円																										

区分		年度	21	22																											
町 民 税	個人	均等割	町民税 3,000円 県民税 1,000円	町民税 3,000円 県民税 1,000円																											
		所得割	<table border="1"> <tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr> <tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr> </table>	平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%	<table border="1"> <tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr> <tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr> </table>	平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%											
	平成19年度～																														
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																															
町民税	6%																														
県民税	4%																														
平成19年度～																															
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																															
町民税	6%																														
県民税	4%																														
法人	均等割	<table border="1"> <tr><th>資本金の金額</th><th>従業者数</th><th>税率</th></tr> <tr><td rowspan="2">1,000万円以下</td><td>50人以下</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">10億円を超える金額</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr> <tr><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">10億円を超え50億円以下の金額</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr> <tr><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr> </table>	資本金の金額	従業者数	税率	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	10億円を超え50億円以下の金額	50人超	1,750,000円	50人超	3,000,000円	法人税割 12.30%
資本金の金額	従業者数	税率																													
1,000万円以下	50人以下	50,000円																													
	50人超	120,000円																													
1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円																													
	50人超	150,000円																													
1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円																													
	50人超	400,000円																													
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																													
	50人超	1,750,000円																													
10億円を超え50億円以下の金額	50人超	1,750,000円																													
	50人超	3,000,000円																													
固定資産税		1.4%	免税点 { <table border="0"> <tr><td>土地</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>1,500,000円</td></tr> </table>	土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																						
土地	300,000円																														
家屋	200,000円																														
償却資産	1,500,000円																														
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用3,000円 自家用4,000円 乗用 営業用5,500円 自家用7,200円																												
町たばこ税		千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)	千本につき4,618円 (旧3級品千本につき2,190円)																												
特別土地保有税		課税停止																													
都市計画税		0.2%																													
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.6%	5.6%																											
		資産割	25.0%	25.0%																											
		均等割	23,000円	23,000円																											
		平等割	31,200円	31,200円																											
		課税限度額	470,000円	470,000円																											
		後期高齢者支援金	所得割	2.7%	2.7%																										
	介護納付金課税額	均等割	6,400円	6,400円																											
		課税限度額	120,000円	120,000円																											
		所得割	1.4%	1.4%																											
		均等割	13,000円	13,000円																											
		課税限度額	90,000円	90,000円																											

区分		年度	23	24																									
町 民 税	個人	均等割	町民税 3,000円 県民税 1,000円	町民税 3,000円 県民税 1,000円																									
		所得割	<table border="1"> <tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr> <tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr> </table>	平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%	<table border="1"> <tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr> <tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr> </table>	平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%									
	平成19年度～																												
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																													
町民税	6%																												
県民税	4%																												
平成19年度～																													
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																													
町民税	6%																												
県民税	4%																												
法人	均等割	<table border="1"> <tr><th>資本金の金額</th><th>従業者数</th><th>税率</th></tr> <tr><td rowspan="2">1,000万円以下</td><td>50人以下</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">1,000万円を超え 1億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">1億円を超え10億 円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">10億円を超える金額</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr> <tr><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr> <tr><td>50億円を超える金額</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr> </table>	資本金の金額	従業者数	税率	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円	法人税割 12.30%
資本金の金額	従業者数	税率																											
1,000万円以下	50人以下	50,000円																											
	50人超	120,000円																											
1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円																											
	50人超	150,000円																											
1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円																											
	50人超	400,000円																											
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																											
	50人超	1,750,000円																											
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																											
固定資産税		1.4%	免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																									
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用3,000円 自家用4,000円 乗用 営業用5,500円 自家用7,200円																										
町たばこ税		千本につき4,618円 (旧3級品千本につき2,190円)																											
特別土地保有税		課税停止																											
都市計画税		0.2%																											
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.6%																										
		資産割	25.0%																										
		均等割	23,000円																										
	後期高齢者支援金	均等割	6,400円																										
		課税限度額	120,000円																										
		所得割	1.4%																										
	介護納付金課税額	均等割	13,000円																										
		課税限度額	90,000円																										

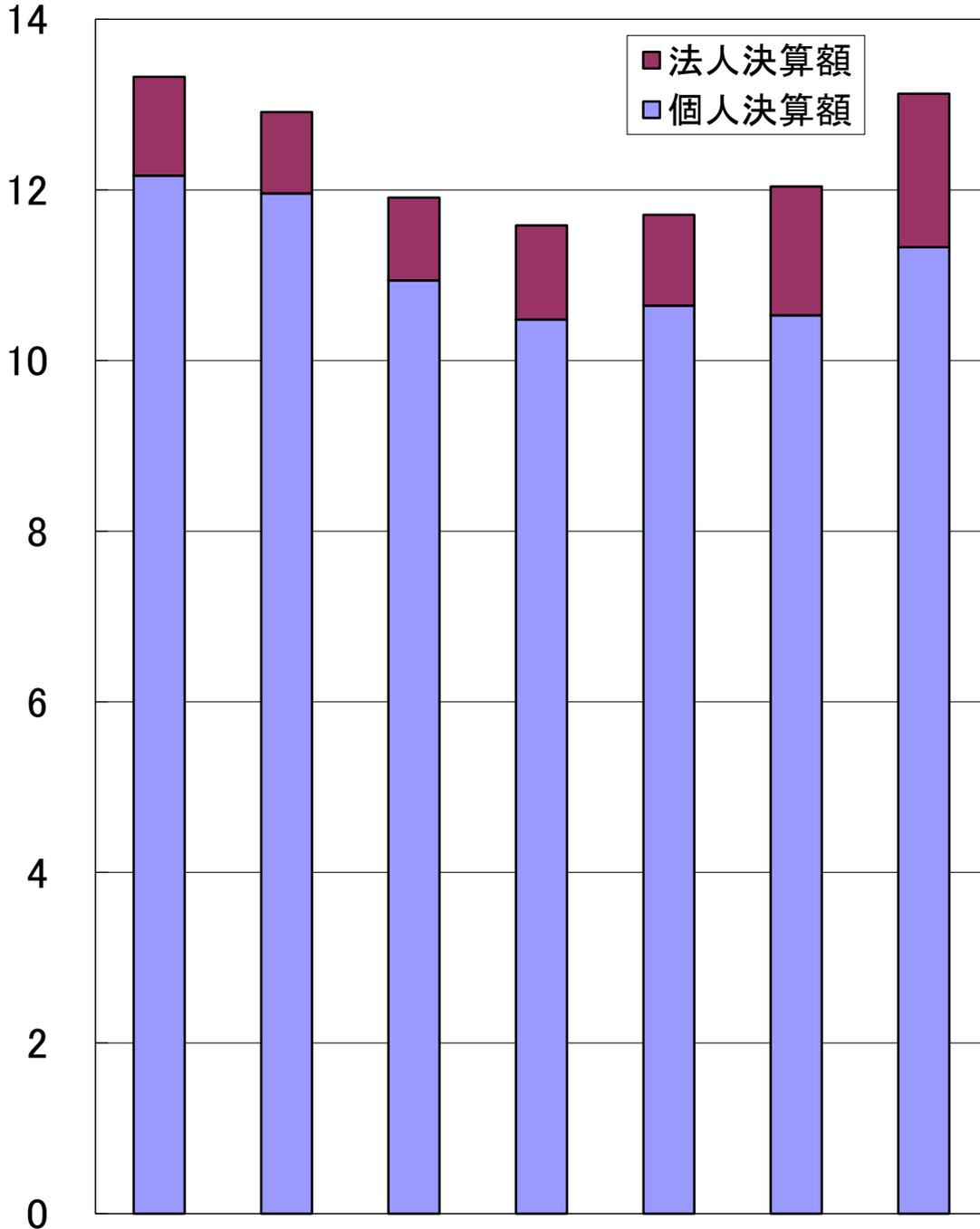
区分		年度	25	26																									
町 民 税	個人	均等割	町民税 3,000円 県民税 1,000円	町民税 3,500円 県民税 1,500円 ※特例により、平成26年度から平成35年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています。																									
		所得割	<table border="1"> <tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr> <tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr> </table>	平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%	<table border="1"> <tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr> <tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr> </table>	平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%									
	平成19年度～																												
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																													
町民税	6%																												
県民税	4%																												
平成19年度～																													
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																													
町民税	6%																												
県民税	4%																												
法人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50億円を超える金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金の金額	従業者数	税率	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円	法人税割 12.30%
資本金の金額	従業者数	税率																											
1,000万円以下	50人以下	50,000円																											
	50人超	120,000円																											
1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円																											
	50人超	150,000円																											
1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円																											
	50人超	400,000円																											
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																											
	50人超	1,750,000円																											
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																											
	固定資産税	1.4%	免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																									
軽自動車			原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用3,000円 自家用4,000円 乗用 営業用5,500円 自家用7,200円																									
町たばこ税			千本につき5,262円 (旧3級品千本につき2,495円)																										
特別土地保有税			課税停止																										
都市計画税			0.2%																										
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.6%																										
		資産割	25.0%																										
		均等割	23,000円																										
		平等割	31,200円																										
		課税限度額	470,000円																										
		後期高齢者支援金	所得割	2.7%																									
	均等割		6,400円																										
	課税限度額		120,000円																										
	介護納付金課税額	所得割	1.4%																										
		均等割	13,000円																										
		課税限度額	90,000円																										

区分		年度	27																											
町	個人	均等割	町民税 3,500円 県民税 1,500円																											
		所得割	<p>※特例により、平成26年度から平成35年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td>町民税</td><td style="text-align: right;">6%</td></tr> <tr><td>県民税</td><td style="text-align: right;">4%</td></tr> </table>		平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																		
	平成19年度～																													
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																														
町民税	6%																													
県民税	4%																													
法人	均等割	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円を超える金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>			資本金の金額	従業者数	税率	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円
資本金の金額	従業者数	税率																												
1,000万円以下	50人以下	50,000円																												
	50人超	120,000円																												
1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円																												
	50人超	150,000円																												
1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円																												
	50人超	400,000円																												
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																												
	50人超	1,750,000円																												
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																												
税	法人税割	12.30%	平成26年10月以降 9.70%																											
固定資産税		1.4%	免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																										
軽自動車		<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車4,000円 </td> <td style="width: 50%;"> 軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 (3,900円) 四輪 貨物 営業用3,000円 (3,800円) 自家用4,000円 (5,000円) 乗用 営業用5,500円 (6,900円) 自家用7,200円 (10,800円) </td> </tr> </table> <p>※()は、H27.4.1に最初(新車)の新規検査をした車両のみに適用</p>			原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 (3,900円) 四輪 貨物 営業用3,000円 (3,800円) 自家用4,000円 (5,000円) 乗用 営業用5,500円 (6,900円) 自家用7,200円 (10,800円)																								
原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 (3,900円) 四輪 貨物 営業用3,000円 (3,800円) 自家用4,000円 (5,000円) 乗用 営業用5,500円 (6,900円) 自家用7,200円 (10,800円)																													
町たばこ税		千本につき5,262円 (旧3級品千本につき2,495円)																												
特別土地保有税		課税停止																												
都市計画税		0.2%																												
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.6%																											
		資産割	25.0%																											
		均等割	23,000円																											
		平等割	31,200円																											
	課税限度額	470,000円																												
	後期高齢者支援金	所得割	2.7%																											
		均等割	6,400円																											
		課税限度額	120,000円																											
	介護納付金課税額	所得割	1.4%																											
		均等割	13,000円																											
課税限度額		90,000円																												

Ⅲ 税目別概況

(1) 町 民 税

億円



	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
合 計	1,332,557	1,291,224	1,190,976	1,158,436	1,170,592	1,203,954	1,312,664
個人決算額	1,216,536	1,195,794	1,093,778	1,047,894	1,064,262	1,053,049	1,132,934
法人決算額	116,021	95,430	97,198	110,542	106,330	150,905	179,730

(単位：千円)

1. 町民税のあらまし

■ 個人町民税

1. 納税義務者

(1) 町内に住所がある人

(2) 町内に事務所、事業所又は家屋等を有する人で町内に住所を有しない人

※ 住所・事務所の所在は、各年の1月1日現在の状況による

2. 課税標準

(1) 均等割

(2) 所得割

- ①所得金額： ・総所得金額 ・山林所得の金額 ・退職所得の金額
・土地等に係る事業所得等の金額 ・長期譲渡所得の金額 ・短期譲渡所得の金額
・上場株式等に係る配当所得の金額 ・株式等に係る譲渡所得等の金額
・先物取引に係る雑所得等の金額
- ②所得控除： ・雑損控除額 ・医療費控除額 ・社会保険料控除額
・小規模企業共済等掛金控除額 ・生命保険料控除額 ・地震保険料控除額
・障害者控除額 ・寡婦(寡夫)控除額 ・勤労学生控除額 ・配偶者控除額
・配偶者特別控除額 ・扶養控除額 ・基礎控除額
- ③課税標準額： ・課税総所得金額 ・課税山林所得金額 ・課税退職所得金額
・土地等に係る課税事業所得等の金額 ・課税長期譲渡所得の金額
・課税短期譲渡所得の金額 ・上場株式等に係る課税配当所得の金額
・株式等に係る課税譲渡所得の金額 ・先物取引に係る課税雑所得等の金額

▽所得控除のうち所得税と異なるもの

・生命保険料控除

- ① 旧契約(平成23年12月31日以前に生命保険会社等と契約をした保険契約等)に係る生命保険料または個人年金保険料を支払った場合(両方を支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額(限度額70,000円))

A 支払った保険料が

(ア)15,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)15,000円を超え40,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2 + 7,500$ 円

(ウ)40,000円を超え70,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/4 + 17,500$ 円

(エ)70,000円を超える場合：35,000円

- ② 新契約(平成24年1月1日以後に生命保険会社等と契約をした保険契約等)に係る生命保険料、個人年金保険料または介護医療保険料を支払った場合(各種にわたり支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額(限度額70,000円))

B 支払った保険料が

(ア)12,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)12,000円を超え32,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2 + 6,000$ 円

(ウ)32,000円を超え56,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/4 + 14,000$ 円

(エ)56,000円を超える場合：28,000円

・扶養控除

ア 扶養親族一人につき33万円。ただし、扶養親族が特定扶養親族（19歳以上23歳未満）の場合、一人につき45万円、また、老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき38万円、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき45万円

※ 控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいいます。

3. 税 率

(1) 均等割：町民税3,500円・県民税1,500円（標準課税）

※特例により平成26年度から平成35年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています。

(2) 所得割：（標準課税）（分離課税に係る所得割を除く。）

課税所得の段階	町民税（標準税率）	県民税（標準税率）
一 律	6 %	4 %

① 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に対する税額

課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額×10%（町6%、県4%）＝算出税額

【分離課税の税率表】

	課税所得の種類	町民税の税率	県民税の税率
	土地、建物等の長期譲渡所得	3%	2%
②	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得	2,000万円以下の部分 2.4%	2,000万円以下の部分 1.6%
		2,000万円超の部分 3%	2,000万円超の部分 2%
	居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得	6,000万円以下の部分 2.4% 6,000万円超の部分 3%	6,000万円以下の部分 1.6% 6,000万円超の部分 2%
③	土地、建物等の短期譲渡所得	5.4%（国等に対する譲渡3%）	3.6%（国等に対する譲渡2%）
④	土地の譲渡等に係る事業所得等	7.2%	4.8%
⑤	上場株式等に係る配当所得	1.8%	1.2%
⑥	上場株式等に係る譲渡所得等	1.8%	1.2%
⑥	株式等に係る譲渡所得等	3%	2%
⑦	先物取引等に係る雑所得等	3%	2%

土地建物等の譲渡所得に対する税額（分離課税）

②長期譲渡所得

ア 一般の長期譲渡所得

課税長期譲渡所得金額×5%（町3%、県2%）＝所得割額

※ 優良住宅地等の譲渡所得金額については次による金額

(ア) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の場合

課税長期譲渡所得金額×4%（町2.4%、県1.6%）＝所得割額

(イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合

$48 \text{ 万円(県民税 } 32 \text{ 万円)} + (\text{課税長期譲渡所得金額} - 2,000 \text{ 万円}) \times 5\% (\text{町 } 3\%、\text{県 } 2\%) = \text{所得割額}$

※ 居住用財産に係る長期譲渡所得

(所有期間が 10 年を超える長期譲渡所得のうち居住用財産に係る長期譲渡所得)

(ア) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下の場合

$\text{課税長期譲渡所得金額} \times 4\% (\text{町 } 2.4\%、\text{県 } 1.6\%) = \text{所得割額}$

(イ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合

$144 \text{ 万円(県民税 } 96 \text{ 万円)} + (\text{課税長期譲渡所得金額} - 6,000 \text{ 万円}) \times 5\% (\text{町 } 3\%、\text{県 } 2\%) = \text{所得割額}$

③ 短期譲渡所得

イ 短期譲渡所得

$\text{課税短期譲渡所得金額} \times 9\% (\text{町 } 5.4\%、\text{県 } 3.6\%) = \text{所得割額}$

※ 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得

$\text{課税短期譲渡所得金額} \times 5\% (\text{町 } 3\%、\text{県 } 2\%) = \text{所得割額}$

④ 土地等に係る事業所得等に対する税額

次のア又はイの金額のうちいずれか多い金額

ア $(\text{土地等に係る課税事業所得等の金額}) \times 12\% (\text{町 } 7.2\%、\text{県 } 4.8\%) = \text{所得割額}$

イ 次の算式により計算した金額

$\{ (\text{土地等に係る課税事業所得等の金額}) + (\text{課税総所得金額}) \times (\text{通常の税率}) - (\text{課税総所得金額}) \times (\text{通常の税率}) \} \times 110\% = \text{所得割額}$

⑤ 上場株式等に係る配当所得に対する税額の計算

特例の適用を受けようとする旨の記載のある申告書を提出したときは、その上場株式の配当等に係る配当所得については、他の所得と区分して、原則として 5% (町 3%、県 2%) の税率により所得割が課税されます。

なお、平成 21 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当所得については、3% (町 1.8%、県 1.2%) の軽減税率により所得割が課税されます。

⑥ 株式等に係る譲渡所得等に対する税額の計算

道府県民税株式等譲渡所得割を徴収されていない株式等の譲渡所得については、他の所得と区分して、原則として 5% (町 3%、県 2%) の税率により所得割が課税されます。

ただし、特例措置として平成 15 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間の上場株式等の譲渡による所得については、3% (町 1.8%、県 1.2%) の軽減税率により所得割が課税されます。

株式等譲渡益課税制度の概要

区 分	概 要
上場株式等 ・上場株式	<p>申告分離課税</p> <p>譲渡益×20% (所得税15%、 町民税3%、県民税2%)</p> <p><平成15~25年の譲渡の特例> 譲渡益×10% (所得税7%、 町民税1.8%、県民税1.2%)</p>
	<p>(注) 上場株式等の譲渡損失の繰越控除 平成21年1月1日以後の譲渡による損失の金額のうち、控除しきれない金額については、申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限る。以下同じ。)と損益通算が可能となります。また、翌年以後3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除が可能となります。</p> <p>※ 源泉徴収口座による申告不要の特例 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収口座を選択した特定口座)を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得については、源泉徴収のみで課税関係を終了させることができます。</p>
その他の株式等	<p>申告分離課税</p> <p>譲渡益×20% (所得税15%、町民税3%、県民税2%)</p>

⑦ 先物取引に係る雑所得等に対する税額の計算

先物取引による所得で、一定のものについては、他の所得と分離して課税することとされており、その税率は、5% (町3%、県2%)の税率により所得割が課税されます。

(3) 所得割額の計算

○一般的な例…………… (所得金額) - (所得控除額) = (課税所得金額)

(課税所得金額) × 税率 - 税額控除 = 所得割額

○複数の所得がある方は次のとおりです。

① 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額 × 税率 = 算出税額

② 土地等に係る課税事業所得等の金額 × 税率 = 算出税額

③ 課税長期譲渡所得金額 × 税率 = 算出税額

④ 課税短期譲渡所得金額 × 税率 = 算出税額

⑤ 上場株式等に係る課税配当所得の金額 × 税率 = 算出税額

⑥ 株式等に係る課税譲渡所得等の金額 × 税率 = 算出税額

⑦ 先物取引に係る課税雑所得等の金額 × 税率 = 算出税額

(算出税額①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)

- 調整控除額 - 配当控除額 - 住宅借入金等特別税額控除額 - 寄附金税額控除 - 外国税額控除額 = 所得割額

⑦ 配当割額、株式等譲渡所得割額控除前の所得割額 - 配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額

= 配当割額、株式等譲渡所得割額控除後の所得割額

※ 配当割額及び株式等譲渡所得割額で配当割額、株式等譲渡所得割額控除前の所得割額から控除しきれなかった金額があるときは、その控除しきれなかった金額を還付し、または当該納税義務者の申告書に係る年度分の県民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当されます。

4. 税額控除

(ア) 調整控除

所得税と個人住民税の人的控除額（基礎控除、扶養控除等）の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額から次の金額が控除されます。

①個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の場合
次のいずれか少ない金額の5%（町民税3%、県民税2%）

- イ. 5万円（基礎控除分）に所得税との人的控除額（基礎控除以外の部分）の差の合計額を加算した金額
- ロ. 個人住民税の合計課税所得金額

②個人住民税の合計課税所得金額が200万円超の場合
{①イ－(①ロ－200万円)}の5%(町民税3%、県民税2%)

ただし、上記の金額が2,500円未満の場合は、2,500円

個人住民税と所得税の人的控除額の差 (単位:万円)

控除の種類	住民税	所得税	差額
障害者控除	26	27	1
特別障害者(身体上1～2級)	30	40	10
同居特別障害者	53	75	22
寡婦(寡夫)控除	26	27	1
特定寡婦(所得500万円以下、子有)	30	35	5
勤労学生控除(所得65万円以下)	26	27	1
配偶者控除(所得38万円以下)	33	38	5
老人控除対象配偶者(70歳以上)	38	48	10
配偶者特別控除(所得76万円未満)	—	—	—
前年所得38万円を超40万円未満	33	38	5
前年所得40万円以上45万円未満	33	36	3
扶養控除(所得38万円以下)	33	38	5
特定扶養親族(16歳～22歳)	45	63	18
老人扶養親族(70歳以上)	38	48	10
同居老親等扶養親族(70歳以上)	45	58	13
基礎控除	33	38	5

※老年者控除は平成18年度分(所得税平成17年分)から廃止。

(イ) 配当控除

配当控除制度は、配当所得について、法人段階で法人税が課税され、更に個人段階でも所得税と個人住民税が課税されるため、その二重課税を調整するために設けられた制度です。

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
投資信託等	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(ウ) 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

前年分の所得税につき住宅ローン控除の適用を受けている者のうち、平成11年から平成18年まで又は、平成21年から平成31年までに入居した者が、住民税について税源移譲に伴う住宅ローン控除の適用を受けていない場合に対象となり、個人住民税の所得割額から控除されます。

控除する額は、次に掲げる①と②の金額のうち、いずれか小さい金額となります。

- ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- ② 所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に100分の5を乗じて得た金額(97,500円を超えるときは、97,500円)

ただし、居住年が平成26年4月から平成31年6月までであって、特定取得(※)に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

※ 特定取得とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

(エ) 寄附金税額控除

寄附金制度の改正により都道府県・市区町村、住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金及び都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金について寄附金税額控除を町民税・県民税の所得割額から減額する控除です。

(オ) 外国税額控除

外国税額控除は、外国で課税された所得税等の額を、所得税、都道府県民税及び区市町村民税の控除限度額の範囲内において、所得税から控除し、所得税で控除しきれないときは、都道府県民税から控除し、それでも控除しきれないときは、区市町村民税から控除されます。

なお、以上でも控除しきれないときは、3年間の繰越控除が認められています。

(カ) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

所得割の納税義務者が、配当割額又は株式等譲渡所得割額を課税された場合において、翌年の4月1日の属する年度分の個人住民税の申告書（確定申告書を含む）に、配当割額又は株式等譲渡所得割額に係る一定の事項を記載して提出したときは、県民税又は町民税の所得割額からそれぞれ次の控除率を乗じた金額を控除します。

なお、控除しきれなかった金額があるときは、当該納税義務者に対して還付し、又はその年度分の住民税（県民税の所得割額、均等割額・町民税の所得割額、均等割額）に充当し、若しくは未納分の徴収金に充当されます。

区 分	町民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3 / 5	2 / 5

5. 賦課期日・納期

(1) 賦課期日：1月1日現在で酒々井町に住所を有する人又は居住する人が対象となります。

(2) 納 期

ア 均等割及び所得割（退職分離課税に係る所得割を除く。）

(ア) 普通徴収の場合：年税額を4回に分けて納税する。

期別	1 期	2 期	3 期	4 期
納期	6月16日～6月30日	8月16日～8月31日	10月16日～10月31日	翌年 1月16日～1月31日

(イ) 給与からの特別徴収の場合：勤務先の会社や事業所が毎月の給与等から天引きし納税する。
6月から翌年5月までの間で、翌月の10日納付

(ウ) 年金からの特別徴収の場合：年金所得のみで発生した町・県民税額について各年金保険者が
毎支給ごとの年金から天引きし納税する。

イ 退職分離課税に係る所得割

徴収の日の属する月の翌月の10日納付

法人町民税

1. 納税義務者

- (1) 町内に事務所又は事業所を有する法人（人格のない社団等で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。）
- (2) 町内に寮等を有する法人で町内に事務所又は事業所を有しない法人
- (3) 町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団代表者又は管理人の定めのあるもの（(1)に該当するものを除く。）

2. 課税標準

- (1) 均等割 （法人の所得に関係なく資本金等の金額によって一律に課税される。）
- (2) 法人税割 （法人税額に一定の税率を乗じて課税される。）

3. 税 率

- (1) 均等割（標準税率）

法 人 の 区 分	税 額
<p>(1) 次に掲げる法人</p> <p>ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</p> <p>イ 人格のない社団等</p> <p>ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）</p> <p>オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与またはこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>	5万円
<p>(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>	12万円

(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	13万円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	15万円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	16万円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	40万円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	41万円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	175万円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	300万円

(2) 法人税割 (標準税率) : 課税標準となる法人税額 × 税率

法人税割の税率	平成26年9月30日以前に 開始する事業年度	平成26年10月1日以後に 開始する事業年度
	12.3%	9.7%

※予定申告における経過措置

平成26年10月1日以降に開始する最初の事業年度の予定申告の法人税割は、前事業年度の確定申告の法人税割に4.7を乗じて得た金額を、前事業年度の月数で除して得た金額となります。

4. 申告・納税

申告納付の方法により納税

(1) 事業年度を6か月としている法人の申告納付

法人の事業年度が6か月である場合、法人税の申告書を提出する期限までに法人町民税の申告書を提出するとともに、均等割額の2分の1の額と法人税割額の合算額を納税する。

(2) 事業年度を1年としている法人の申告納付

法人の事業年度が1年である場合においては、先ず中間申告を行い、申告額を納税し、次に確定申告を行い、確定申告と中間申告との差額を納税する。

2. 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移

(単位：人・千円)

年度 区分		23		24		25		26		27	
		納税義務者	町民税額								
普通徴収	均等割のみ	499	1,497	485	1,455	502	1,506	424	1,486	361	1,265
	均等割+所得割	2,829	277,219	2,750	277,566	2,809	278,249	2,641	340,377	2,395	256,660
	計	3,328	278,716	3,235	279,021	3,311	279,755	3,065	341,863	2,756	257,925
年金特別徴収	均等割のみ	290	870	295	885	323	969	350	1,225	355	1,243
	均等割+所得割	1,421	73,527	1,501	71,386	1,584	73,823	1,673	76,372	1,697	74,908
	計	1,711	74,397	1,796	72,271	1,907	74,792	2,023	77,597	2,052	76,151
給与特別徴収	均等割のみ	156	468	150	450	163	489	191	668	224	784
	均等割+所得割	5,133	675,465	5,099	707,575	5,054	689,129	5,199	695,892	5,466	722,126
	計	5,289	675,933	5,249	708,025	5,217	689,618	5,390	696,560	5,690	722,910
合計	均等割のみ	945	2,835	930	2,790	988	2,964	965	3,379	940	3,292
	均等割+所得割	9,383	1,026,211	9,350	1,056,527	9,447	1,041,201	9,513	1,112,641	9,558	1,053,694
	計	10,328	1,029,046	10,280	1,059,317	10,435	1,044,165	10,478	1,116,020	10,498	1,056,986
特別徴収義務者(給与分)		2,613		2,534		2,516		2,559		2,703	
特別徴収義務者(年金分)		7		7		7		7		7	

※1 平成21年10月分から年金特別徴収が開始になりました

(年度の前半は普通徴収1、2期 後半は年金特徴10、12、2月)

資料：課税状況等調査第2表、第3表

3. 個人町民税所得者区分別課税額の推移

(単位：千円・%)

年 度 所得者区分	23			24			25			26			27		
	税 額	構成比	対前年 増減比												
給 与 所 得 者	854,782	83.1	△ 5.2	879,854	83.0	2.9	876,595	83.9	△ 0.4	866,932	77.6	△ 1.1	875,114	82.7	0.9
営 業 等 所 得 者	36,959	3.6	2.2	33,378	3.2	△ 9.7	37,533	3.6	12.4	30,506	2.7	△ 18.7	32,979	3.1	8.1
農 業 所 得 者	521	0.1	△ 26.3	737	0.1	41.5	1,608	0.2	118.2	1,383	0.1	△ 14.0	872	0.1	△ 36.9
そ の 他 の 所 得 者	136,784	13.3	5.8	145,348	13.7	6.3	128,429	12.3	△ 11.6	217,199	19.5	69.1	148,021	14.0	△ 31.9
計	1,029,046	100	△ 3.7	1,059,317	100	2.9	1,044,165	100	△ 1.4	1,116,020	100	6.9	1,056,986	100	△ 5.3

資料：課税状況等調書第2表

4. 個人町民税所得者区分別納税義務者の推移

(単位：人・%)

年度 所得者区分	23			24			25			26			27		
	納税義務者数	構成比	対前年増減比												
給与所得者	7,858	76.1	△ 2.5	7,740	75.3	△ 1.5	7,804	74.8	0.8	7,772	74.2	△ 0.4	7,818	74.5	0.6
営業等所得者	345	3.3	0.9	330	3.2	△ 4.3	350	3.4	6.1	334	3.2	△ 4.6	343	3.3	2.7
農業所得者	16	0.2	△ 36.0	24	0.2	50.0	25	0.2	4.2	22	0.2	△ 12.0	18	0.2	△ 18.2
その他の所得者	2,109	20.4	5.7	2,186	21.3	3.7	2,256	21.6	3.2	2,350	22.4	4.2	2,319	22.1	△ 1.3
計	10,328	100	△ 0.9	10,280	100	△ 0.5	10,435	100	1.5	10,478	100	0.4	10,498	100	0.2

資料：課税状況等調査第2表

5. 個人町民税所得者区分別総所得金額等の推移

(単位：千円・%)

年度 所得者区分	23			24			25			26			27		
	総所得金額	構成比	対前年増減比												
給与所得者	23,106,251	83.3	△ 3.9	22,642,668	82.2	△ 2.0	22,572,013	82.0	△ 0.3	22,251,916	81.7	△ 1.4	22,454,453	81.7	0.9
営業等所得者	938,646	3.2	0.8	846,923	3.3	△ 9.8	935,825	3.0	10.5	810,230	3.0	△ 13.4	856,837	3.1	5.8
農業所得者	21,098	0.1	△ 6.8	27,706	0.1	31.3	44,724	0.2	61.4	36,466	0.1	△ 18.5	27,716	0.1	△ 24.0
その他の所得者	3,876,289	12.8	5.3	4,019,289	13.8	3.7	3,838,219	13.9	△ 4.5	3,831,646	14.1	△ 0.2	3,752,831	13.7	△ 2.1
分離課税者	181,721	0.6	2.5	186,999	0.7	2.9	131,025	0.5	△ 29.9	309,916	1.1	136.5	391,434	1.4	26.3
計	28,124,005	100	△ 2.6	27,723,585	100	△ 1.4	27,521,806	100	△ 0.7	27,240,174	100	△ 1.0	27,483,271	100	0.9

資料：課税状況等調査第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第12表

6. 個人町民税の所得控除額の推移

(単位：千円・%)

年度 区分	23		24		25		26		27	
	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比
雑損控除	547	皆増	10,632	1,843.7	1,840	△ 82.7	0	皆減	825	皆増
医療費控除	272,390	△ 0.8	247,717	△ 9.1	229,954	△ 7.2	233,341	1.5	225,557	△ 3.3
社会保険料控除	4,440,616	△ 0.3	4,500,666	1.4	4,570,676	1.6	4,639,701	1.5	4,743,109	2.2
小規模企業共済掛金控除	38,928	△ 1.0	39,733	2.1	44,615	12.3	45,897	2.9	45,190	△ 1.5
生命保険料控除	263,049	△ 2.2	260,500	△ 1.0	282,792	8.6	294,741	4.2	303,375	2.9
地震保険料控除	21,873	△ 2.0	22,369	2.3	23,126	3.4	22,916	△ 0.9	23,228	1.4
寄附金控除										
障害者控除 (普通・特別の計)	96,980	5.1	94,820	△ 2.2	92,560	△ 2.4	92,960	0.4	94,440	1.6
寡婦控除 (一般・特別の計)	39,940	4.2	41,220	3.2	40,000	△ 3.0	40,940	2.4	42,220	3.1
寡夫控除	5,200	25.0	6,760	30.0	7,280	7.7	6,500	△ 10.7	6,500	0.0
勤労学生控除	260	0.0	260	0.0	0	皆減	0	0.0	0	0.0
配偶者控除 (一般・老人の計)	1,066,460	△ 1.8	1,050,730	△ 1.5	1,032,260	△ 1.8	993,870	△ 3.7	977,320	△ 1.7
配偶者特別控除	66,350	13.5	64,410	△ 2.9	66,550	3.3	72,620	9.1	77,340	6.5
扶養控除 (一般・特定・老人・同老の計)	1,470,400	△ 0.9	640,920	△ 56.4	607,850	△ 5.2	610,120	0.4	606,930	△ 0.5
同居特別障害加算分	20,240	4.8	19,550	△ 3.4	19,090	△ 2.4	17,940	△ 6.0	16,330	△ 9.0
基礎控除	3,096,390	△ 1.2	3,085,500	△ 0.4	3,117,510	1.0	3,139,290	0.7	3,154,140	0.5
合計	10,899,623	△ 0.7	10,085,787	△ 7.5	10,136,103	0.5	10,210,836	0.7	10,316,504	1.0

※ 平成18年度課税分から老年者控除が廃止になりました。

※ 平成21年度課税分から寄附金控除が所得控除から税額控除になりました。

※ 平成24年度課税分から控除対象扶養親族が16才以上の者になりました。

資料：課税状況等調査第58表

7. 平成27年度個人町民税の納税義務者等に関する調

(単位：人・千円)

年度 所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合 計	
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	均等割額	所得割額	納税義務者数	町民税額
給 与 所 得 者	507	1,775			7,311	25,589	847,750	7,818	875,114
営 業 等 所 得 者	57	200			286	1,001	31,778	343	32,979
農 業 所 得 者	5	18			13	46	808	18	872
そ の 他 の 者	371	1,299			1,948	6,818	139,904	2,319	148,021
合 計	940	3,292	0	0	9,558	33,454	1,020,240	10,498	1,056,986

資料：課税状況等調書第2表

8. 個人町民税負担額の推移

(単位：円)

区 分		年 度				
		23	24	25	26	27
人 口 1 人 当 り		48,403	50,091	48,647	52,019	49,621
一 世 帯 当 り		113,908	116,077	111,141	117,180	110,506
普 通 徴 収 1 人 当 り		83,749	86,251	84,493	111,538	93,587
年 金 特 別 徴 収 1 人 当 り		43,482	40,240	39,220	38,357	37,111
給 与 特 別 徴 収 1 人 当 り		127,800	134,888	132,187	129,232	127,049
納 税 義 務 者 1 人 当 り		99,637	103,046	100,064	106,511	100,685
各年の 7月1日現在	人 口	21,260	21,148	21,464	21,454	21,301
	世 帯 数	9,034	9,126	9,395	9,524	9,565

※ 平成27年度税務概要中の「2. 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移」を参照

9. 平成27年度個人町民税の課税標準額段階別課税状況

(単位：人・千円)

所得者区分 課税標準額 の段階	給与所得者		営業等所得者		農業所得者		その他の所得者		分離課税所得者		計	
	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額
10万円以下	274	12,692	20	1,031	2	114	100	6,007	28	347,406	424	367,250
10万円を超え 100万円以下	2,083	1,224,021	108	52,998	7	2,734	1,088	563,955	27	146,643	3,313	1,990,351
100万円を超え 200万円以下	2,230	3,274,937	69	101,930	2	2,589	474	656,827	16	113,654	2,791	4,149,937
200万円を超え 300万円以下	1,285	3,147,150	49	119,904	0	0	128	301,977	15	67,756	1,477	3,636,787
300万円を超え 400万円以下	701	2,421,457	13	44,942	1	3,136	45	156,376	4	15,239	764	2,641,150
400万円を超え 550万円以下	457	2,096,915	7	31,580	0	0	16	75,157	8	154,461	488	2,358,113
550万円を超え 700万円以下	128	782,507	5	29,073	1	5,549	11	67,262	3	22,736	148	907,127
700万円を超え 1,000万円以下	75	610,008	11	90,471	0	0	6	48,816	7	75,144	99	824,439
1,000万円を 超える金額	44	804,980	4	72,134	0	0	4	100,401	2	189,894	54	1,167,409
合 計	7,277	14,374,667	286	544,063	13	14,122	1,872	1,976,778	110	1,132,933	9,558	18,042,563

資料：課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第12表

10. 法人町民税調定額（現年課税分）の推移

（単位：人・千円・％）

区 分 \ 年 度	22	23	24	25	26
納 税 義 務 者	470	481	481	491	502
均 等 割 額	39,983	43,293	44,769	52,180	64,181
法 人 税 割 額	58,125	66,911	61,738	98,771	115,933
合 計	98,108	110,204	106,507	150,951	180,114
対 前 年 増 減 率	2.9	12.3	△ 3.4	41.7	19.3

11. 平成26年度法人町民税月別調定額（現年課税分）

（単位：千円）

調 定 月	均 等 割	法 人 税 割	合 計
4	3,985	6,420	10,405
5	8,363	10,181	18,544
6	14,147	35,184	49,331
7	5,764	8,169	13,933
8	5,097	13,086	18,183
9	3,133	4,446	7,579
10	3,179	3,362	6,541
11	11,442	18,906	30,348
12	1,065	711	1,776
1	1,341	3,945	5,286
2	1,728	5,235	6,963
3	4,937	6,288	11,225
合 計	64,181	115,933	180,114

12. 法人町民税決算期別法人数

(平成26年度)

決算月	12 か 月 決 算 法 人												合 計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
法人数	18	50	177	32	37	47	41	44	62	15	14	59	596

※法人住民税システム・月別法人件数表より

13. 法人の設立状況

(平成26年度)

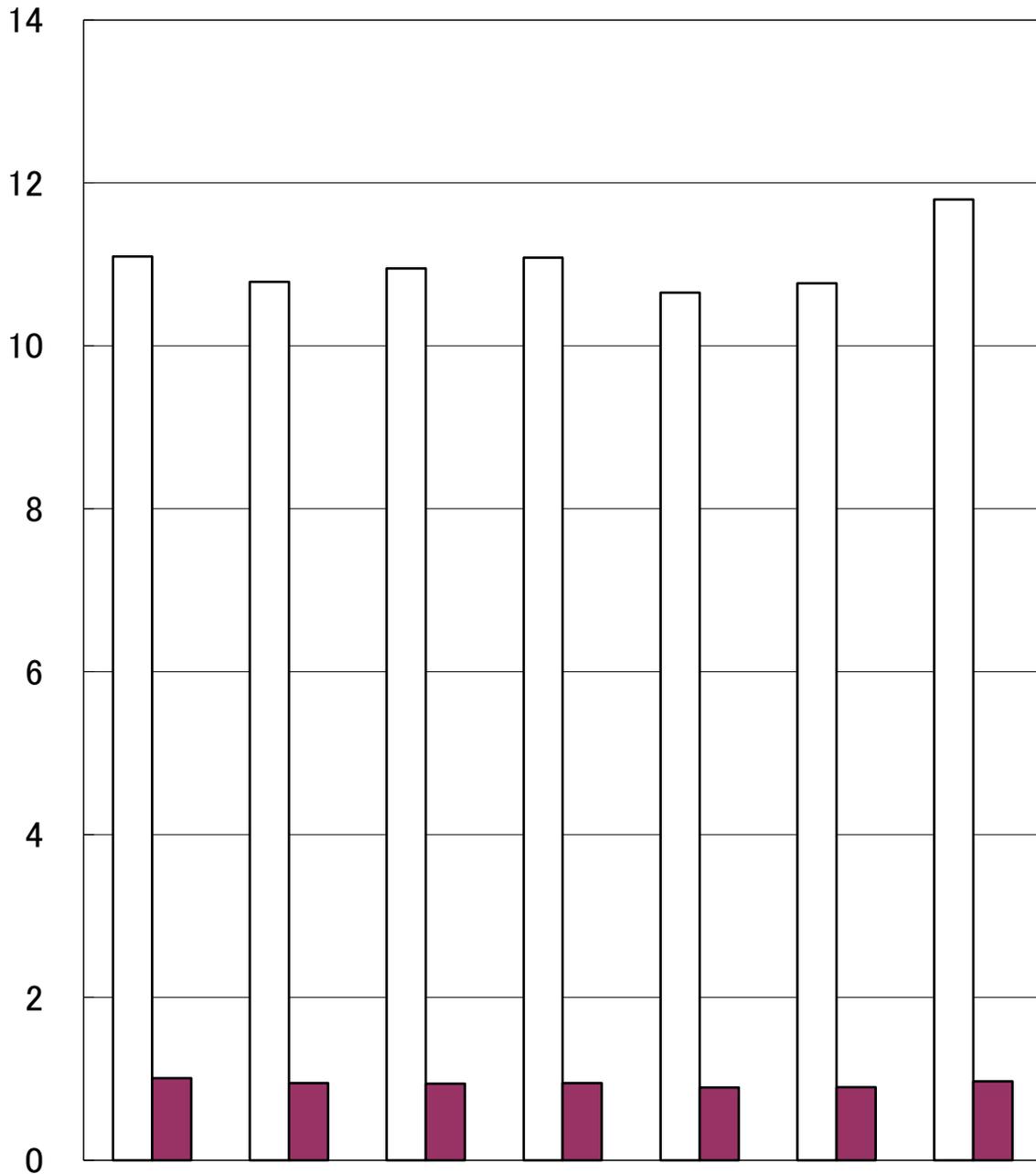
法人等の区分	法人均等割納税義務者数
資本積立金額との合計額)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び公共法人等を除く。次号から第5号において同じ。)で町内に有する事務所、事業所、又は寮等の従業者(政令で定める役員を含む。)の合計数(次号から第5号において「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの	4
資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	1
資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	66
資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人をこえるもの	1
資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	47
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	2
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	87
資本等の金額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	2
前各号に掲げる法人以外の法人	386
計	596

資料：課税状況調書第1表

(2) 固定資産税・都市計画税

億円

□ 固定資産税 ■ 都市計画税



	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
固定資産税 決算額	1,109,802	1,078,445	1,095,085	1,108,271	1,065,301	1,076,875	1,179,478
都市計画税 決算額	100,948	94,632	94,170	94,609	89,212	89,592	96,909

(単位：千円)

1. 固定資産税のあらまし

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、町内に土地、家屋、償却資産を所有している人が納める税金です。

1. 納税義務者

固定資産税を納める人は、原則として、固定資産の所有者で固定資産課税台帳に登録されている人です。

具体的には次のとおりです。

(1)土地：土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人

(2)家屋：家屋登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人

(3)償却資産：償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

ただし、所有者として登記（登録）されている人が賦課期日前に死亡している場合や農地法により国が買収した農地、土地区画整理事業による仮換地等については、その土地、家屋を現に所有している人が納税義務者になります。

2. 課税客体

土地、家屋及び償却資産が固定資産税の対象となります。

(1)土地：田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地

(2)家屋：住家、店舗、工場、倉庫その他の建物など、屋根及び周壁によって一定の空間を持つ土地に定着した建造物

(3)償却資産：土地及び家屋以外の事業に用いることができる機械、器具、備品等の資産（鉱業権、漁業権などの無形減価償却資産は除く。）で、その減価償却額が法人税法等の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの

3. 課税標準

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、町長がその価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。

(1)土地及び家屋の課税標準

土地と家屋については、原則として基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、賦課期日現在の価格を固定資産課税台帳に登録します。第二年度及び第三年度は、新たな評価替えを行わず、基準年度の価格をそのまま据え置きます。

なお、土地の価格については、第二年度及び第三年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、簡易な方法により価格の修正を行います。

(2)償却資産の課税標準

1月1日現在の償却資産の状況について、その所有者からの申告に基づき、毎年評価し、その価格を決定して償却資産課税台帳に登録します。

4. 税額算定

課税標準額×税率＝固定資産税額となります。

(1)課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

ア. 土地：前年度課税標準額×負担水準による負担調整率

負担水準とは、その年度の評価額に対する前年度課税標準額の占める割合で、これにより負担調整率が決定します。小規模住宅用地、その他の住宅用地については、評価額にそれぞれの特例率（小規模住宅用地 $1/6$ ・その他の住宅用地 $1/3$ ）を乗じて算出します。

イ. 家屋：再建築価格×経年減点補正率

評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費（再建築価格）を求め、家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価率（経年減点補正率）を乗じて算出します。

在来分家屋の評価額は、基準年度ごとに、新築家屋の評価と同様に求めますが、その価額が前年度の価額を超える場合は、通常、前年度の価額に据え置かれます。

ウ. 償却資産：取得価額×（1－減価率）

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価され、定率法によって減価償却した残存価格が課税標準額となります。

(2) 税率

固定資産税の税率は、町の条例で100分の1.4としています。

市町村が税率を定める場合に、通常よるべきものとされている税率は、100分の1.4（標準税率）です。しかし、市町村で財政上特に必要があるときは、標準税率とは異なる税率を定めることができます。

(3) 免税点

町の区域内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

ア. 土地： 30万円

イ. 家屋： 20万円

ウ. 償却資産： 150万円

2. 都市計画税のあらまし

都市計画税は、道路、公園、上下水道などを整備する都市計画事業又は土地区画整理事業を行う市町村において、その事業にあてるために、目的税として課税されるものです。

1. 課税客体

都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋が都市計画税の対象となります。

2. 納税義務者

都市計画税を納める人は、課税の対象となる土地及び家屋の所有者です。

3. 課税標準額

土地、家屋とも固定資産税と同様の方法で求めます。住宅用地に係る課税標準の特例率については、小規模住宅用地で1/3、その他の住宅用地で2/3となります。

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税はかかりません。

4. 税率

税率は、100分の0.3を上限として、市町村の条例で定めることとされており、当町では、100分の0.2としています。

課税標準額×税率＝都市計画税額となります。

5. 納税の方法

固定資産税とあわせて納めることになっています。

※ 宅地の税負担の調整措置について

税負担の調整措置については、平成9年度から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）を課税の公平の観点から均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、負担水準の高い土地は税負担を引き下げまたは据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。

負担水準の均衡化・適正化にこれまで取り組んできた結果、ある程度、負担水準の均衡化が図られましたが、依然として地域や土地によってはばらつきが残っているため、平成21年度に創設された条例減額制度により、負担水準の均衡化を一層促進する措置が現在講じられています。

1. 土地に係る固定資産税の負担調整措置

(1) 宅地等

① 商業地等

ア 負担水準が70%を超える土地については、当該年度の評価額の70%を課税標準額とします。

イ 負担水準が60%以上70%以下の土地については、前年度課税標準額を据え置きます。

ウ 負担水準が 60%未満の土地については、前年度課税標準額に当該年度の評価額の 5%を加えた額を課税標準額とします。

ただし、当該額が、評価額の 60%を上回る場合には 60%相当額とし、評価額の 20%を下回る場合には 20%相当額とします。

② 住宅用地

ア 本来の課税標準額が以下の額を超える場合には、以下の額が 27 年度の課税標準額となります。

$$26 \text{ 年度の課税標準額} + \text{本来の課税標準額} \times 5\%$$

ただし、上記により計算した額が、本来の課税標準額の 20%を下回る場合には 20%相当額とします。

住宅用地特例については、現行制度から変更ありません。

(注)住宅用地の据置特例は平成 24 年度及び 25 年度に限った経過措置であり、平成 26 年度から据置特例はなくなりました。

(2) 農地（一般農地及び一般市街化区域農地）

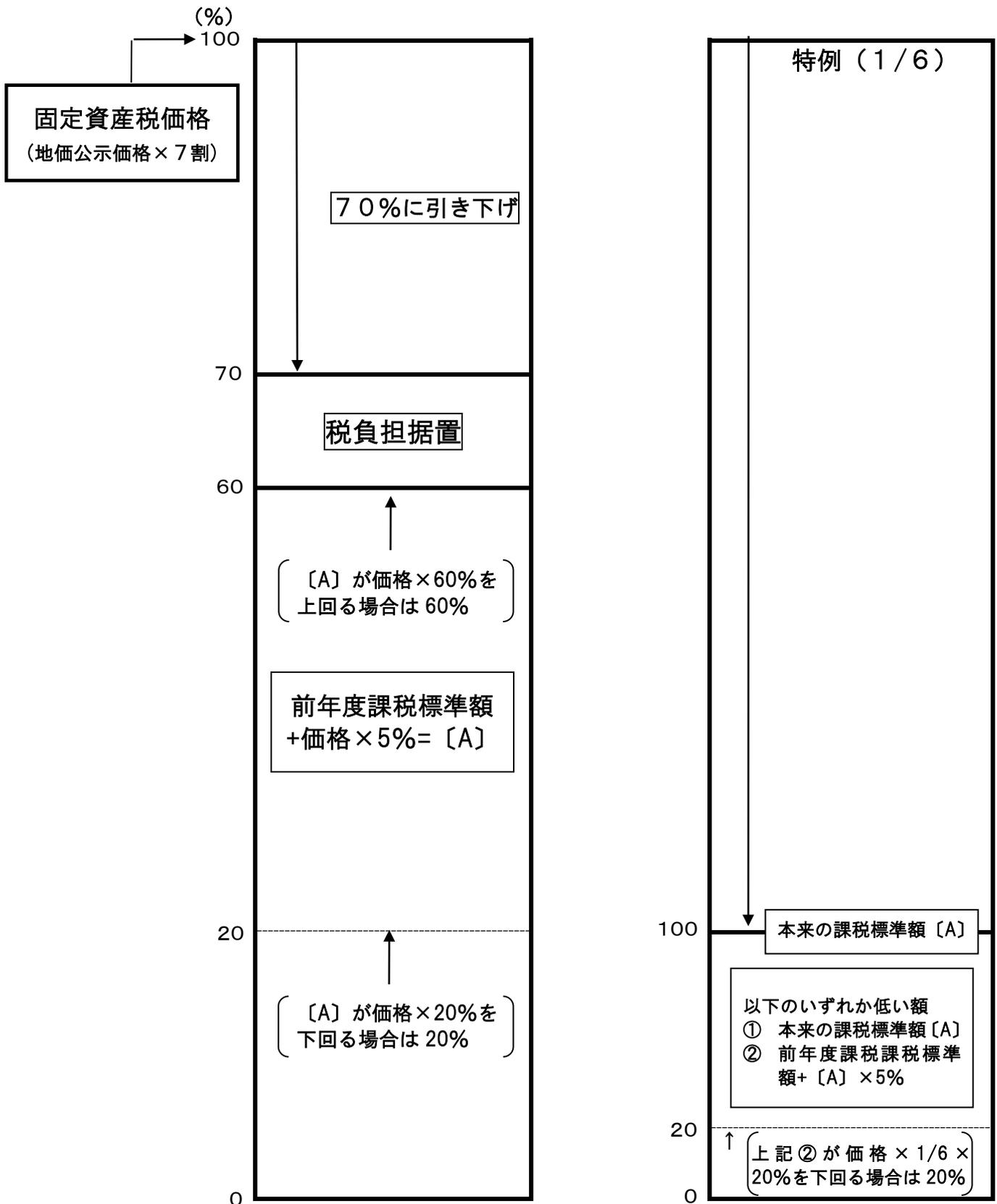
前年度課税標準額に負担水準の区分に応じて一定の調整率を乗じる現行の負担調整措置を継続します。（一般市街化区域農地に関する特例率（1/3）も継続します。）

2. 都市計画税の税負担の調整措置

都市計画税の課税標準額も、固定資産税の負担調整措置と同様の方法により求めます。

商業地等の宅地

小規模住宅用地



(注) 住宅用地の据置特例は平成 24 年度及び 25 年度に限った経過措置であり、平成 26 年度から据置特例はなくなりました。

3. 納税義務者数（現年課税分）の推移

年度 区分	23		24		25		26		27	
	人数(人)	前年比(%)								
固定資産税	8,781	100	8,801	100	8,817	100	8,920	101	8,939	100
都市計画税	6,657	100	6,675	100	6,693	100	6,691	100	6,696	100

資料：当初賦課実績

49

4. 土地の筆数及び家屋棟数（免税点以上）の推移

年度 区分	23		24		25		26		27	
	筆棟数	前年比(%)								
土地(筆)	25,337	100	25,384	100	25,331	100	25,256	100	25,004	99
家屋(棟)	7,804	100	7,830	100	7,846	100	7,868	100	7,900	100

資料：平成27年度概要調書第2表、第22表

5. 調定額（現年課税分・免税点以上）・収入済額の推移

（単位：千円・％）

年度 区分		22				23				24			
		調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比	調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比	調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比
固定資産税	土地	293,214	285,402	97.4	97.4	285,401	278,091	97.3	97.4	280,181	273,573	98.2	98.4
	家屋	472,724	460,130	101.6	101.5	482,748	470,383	102.1	102.2	442,138	431,712	91.6	91.8
	小計	765,938	745,532	100.0	99.9	768,149	748,474	100.3	100.4	722,319	705,285	94.0	94.2
	償却資産	332,654	332,654	105.9	105.9	338,056	338,056	101.6	101.6	341,793	341,793	101.1	101.1
	合計	1,098,592	1,078,186	101.7	101.7	1,106,205	1,086,530	100.7	100.8	1,064,112	1,047,078	96.2	96.4
都市計画税	土地	43,542	42,733	97.6	97.6	42,638	41,879	97.9	98.0	41,991	41,318	98.5	98.7
	家屋	51,361	50,407	101.5	101.5	52,218	51,290	101.7	101.8	47,541	46,781	91.0	91.2
	合計	94,903	93,140	99.7	99.7	94,856	93,169	100.0	100.0	89,532	88,099	94.4	94.6

年度 区分		25				26				27			
		調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比	調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比	調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比
固定資産税	土地	277,327	271,545	99.0	99.3	293,071	286,818	105.7	105.6	380,196		129.7	
	家屋	448,262	438,917	101.4	101.7	485,826	475,459	108.4	108.3	469,853		96.7	
	小計	725,589	710,462	100.5	100.7	778,897	762,277	107.3	107.3	850,049		109.1	
	償却資産	350,155	350,155	102.4	102.4	397,152	397,152	113.4	113.4	404,884		101.9	
	合計	1,075,744	1,060,617	101.1	101.3	1,176,049	1,159,429	109.3	109.3	1,254,933		106.7	
都市計画税	土地	41,617	41,032	99.1	99.3	43,909	43,288	105.5	105.5	57,253		130.4	
	家屋	48,250	47,571	101.5	101.7	53,063	52,313	110.0	110.0	51,685		97.4	
	合計	89,867	88,603	100.4	100.6	96,972	95,601	107.9	107.9	108,938		112.3	

資料：決算統計（平成22年度～平成26年度）、当初賦課実績（平成27年度）

6. 土地の概要に関する調

■ 納税義務者数に関する調

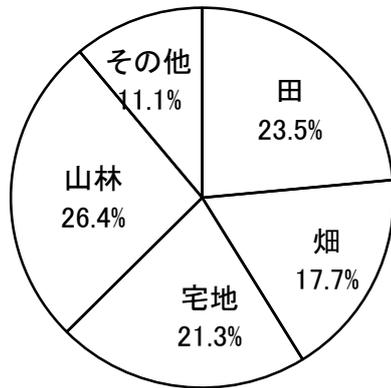
区分 個人 法人の別	総 数 (人)	法定免税点 未満のもの (人)	法定免税点 以上のもの (人)
個人	7,963	1,698	6,265
法人	338	107	231
計	8,301	1,805	6,496

資料：平成27年度概要調書第1表

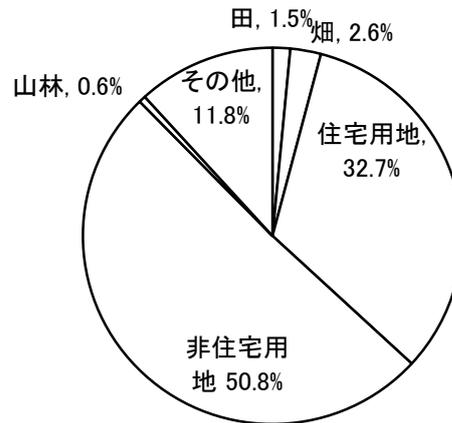
■ 価格等に関する調

区分 地目	地積				
	非課税地積 (㎡) (ア)	評価総地積 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ウ)	法定免税点 以上のもの (イ) - (ウ) (㎡) (エ)	
田	一般田	129,559	3,336,889	277,254	3,059,635
	市街化区域田	12,719	25,195	19	25,176
畑	一般畑	131,025	2,370,477	248,905	2,121,572
	市街化区域畑	59,482	161,104	168	160,936
宅地	小規模住宅用地		1,346,278	41,915	1,304,363
	一般住宅用地		681,361	909	680,452
	商業地等		1,020,600	319	1,020,281
	計	196,260	3,048,239	43,143	3,005,096
塩田					
鉱泉地					
池沼	68,135				
山林	一般山林	252,400	3,511,191	458,043	3,053,148
	介在山林	30,575	268,887	28,268	240,619
牧場					
原野	55,809	454,744	129,503	325,241	
雑種地	ゴルフ場の用地				
	遊園地等の用地				
	鉄軌道用地	69	324,131	3	324,128
	その他の雑種地	66,398	801,810	74,688	727,122
	計	66,467	1,125,941	74,691	1,051,250
その他	3,704,902				
合計	4,707,333	14,302,667	1,259,994	13,042,673	

地積による地目別構成比



課税標準額による地目別構成比
(法定免税点以上のもの)



総額 (千円) (オ)	決定価格			筆数			単当たり価格		
	法定免税点 未満のもの (千円) (カ)	法定免税点 以上のもの (オ)-(カ) (千円) (キ)	(キ)に係る 課税標準額 (千円) (ク)	非課税 筆数 (筆) (ケ)	評価総筆数 (筆) (コ)	法定免税点 未満のもの (筆) (サ)	法定免税点 以上のもの (コ)-(サ) (筆) (シ)	平均価格 (オ)/(イ) (円/㎡) (ス)	最高価格 (円/㎡) (セ)
349,306	28,949	320,357	320,357	507	4,029	452	3,577	105	113
268,203	294	267,909	89,259	56	66	1	65	10,645	27,648
142,864	14,962	127,902	127,902	326	2,746	363	2,383	60	61
1,964,967	1,406	1,963,561	580,491	263	392	7	385	12,197	35,000
35,924,386	413,169	35,511,217	5,918,536		7,542	429	7,113	26,684	61,775
8,939,566	7,586	8,931,980	2,977,326		3,845	33	3,812	13,120	61,775
19,765,153	3,240	19,761,913	13,788,505		1,418	20	1,398	19,366	68,100
64,629,105	423,995	64,205,110	22,684,367	397	12,805	482	12,323	21,202	68,100
				17					
170,617	21,835	148,782	148,782	349	2,929	699	2,230	49	51
12,477	1,312	11,165	11,165	115	373	59	314	46	46
20,464	5,828	14,636	14,636	221	1,711	458	1,253	45	45
878,364	8	878,356	614,849	1	1,234	1	1,233	2,710	3,011
3,694,257	29,038	3,665,219	2,565,074	513	1,799	558	1,241	4,607	60,563
4,572,621	29,046	4,543,575	3,179,923	514	3,033	559	2,474	4,061	60,563
				6,425					
72,130,624	527,627	71,602,997	27,156,882	9,190	28,084	3,080	25,004	5,043	

資料：平成27年度概要調書第2表

7. 宅地に関する調（法定免税点以上）

地区別	区分	地積 (㎡) (ア)	決定価格 (千円) (イ)	課税標準額 (千円) (ウ)	単位当り価格		最高価格地 の所在地
					平均価格 (イ) / (ア) (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)	
商業地区	繁華街						
	高度商業地区						
	普通商業地区	184,183	5,857,830	3,689,652	31,804	68,100	中央台2丁目
	計	184,183	5,857,830	3,689,652	31,804	68,100	
住宅地区	併用住宅地区						
	高級住宅地区						
	普通住宅地区	1,668,944	47,978,354	14,480,316	28,748	53,955	中央台1丁目
	計	1,668,944	47,978,354	14,480,316	28,748	53,955	
工業地区	大工業地区						
	中小工業地区						
	家内工業地区						
	計						
村落地区	集団地区						
	村落地区	1,143,740	10,340,965	4,498,851	9,041	42,596	中川 堤下広町
	計	1,143,740	10,340,965	4,498,851	9,041	42,596	
	観光地区						
	農業用施設の用に供する宅地	8,229	27,961	15,548	3,398	4,003	柏木 谷津下
	生産緑地地区内の宅地						
	合計	3,005,096	64,205,110	22,684,367	21,365		

資料：平成27年度概要調書第4表

8. 家屋の概要に関する調

区 分		総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	提 示 平 均 価 額 (円)	
納 税 義 務 者(人)		7,183	185	6,998		
棟 数 (棟)	木 造	6,408	250	6,158	木造家屋	
	非木造	1,757	15	1,742	非木造家屋	
	計	8,165	265	7,900	単位当り価格 提示平均価額	
床 面 積 (㎡)	木 造	662,830	9,582	653,248	木造家屋	
	非木造	471,439	373	471,066	非木造家屋	
	計	1,134,269	9,955	1,124,314		
決 定 価 格 (千円)	木 造	15,427,052	14,223	15,412,829	実 際 免 税 点 の 額 200,000円	
	非木造	19,084,347	1,542	19,082,805		
	計	34,511,399	15,765	34,495,634		
単 位 当 り 価 格 (円)	木 造	23,275	1,484	23,594		
	非木造	40,481	4,134	40,510		
	計	30,426	1,584	30,681		

資料：平成27年度概要調書第21表、22表

9. 家屋の増減状況の推移

年度	増減 項目	新 増 築			減 少		
		木 造	非 木 造	計	木 造	非 木 造	計
23	棟数（棟）	63	9	72	54	6	60
	面積（㎡）	6,907	995	7,902	3,964	440	4,404
	㎡当り単価 （円）	67,678	72,379	68,083	10,232	12,752	10,484
	決定価格 （千円）	467,641	70,353	537,994	40,559	5,611	46,170
24	棟数（棟）	47	20	67	50	6	56
	面積（㎡）	6,511	7,292	13,803	2,891	512	3,403
	㎡当り単価 （円）	65,811	70,032	68,041	12,690	35,734	16,157
	決定価格 （千円）	428,495	510,675	939,170	36,686	18,296	54,982
25	棟数（棟）	67	17	84	68	6	74
	面積（㎡）	7,379	2,549	9,928	5,159	703	5,862
	㎡当り単価 （円）	62,431	72,711	65,070	10,858	39,395	14,280
	決定価格 （千円）	460,676	185,340	646,016	56,017	27,695	83,712
26	棟数（棟）	63	33	96	68	12	80
	面積（㎡）	7,408	27,401	34,809	5,124	1,039	6,163
	㎡当り単価 （円）	62,337	80,389	76,547	11,362	43,411	16,765
	決定価格 （千円）	461,791	2,202,726	2,664,517	58,218	45,104	103,322
27	棟数（棟）	68	16	84	60	15	75
	面積（㎡）	8,380	4,044	12,424	3,936	1,941	5,877
	㎡当り単価 （円）	69,596	58,235	65,898	12,239	11,698	12,060
	決定価格 （千円）	583,216	235,501	818,717	48,172	22,706	70,878

資料：平成27年度概要調書第31表～第34表

10. 都市計画税に関する調（法定免税点以上）

区 分		価格等	地 積 (千㎡)	決 定 価 格	課 税 標 準 額
			床面積 (㎡)	(千円)	(千円)
土 地	宅 地 等	宅 地	1,881	54,403,860	25,737,847
		そ の 他	498	2,693,776	1,885,716
		小 計	2,379	57,097,636	27,623,563
	農 地	186	2,231,469	1,002,914	
	計	2,565	59,329,105	28,626,477	
家 屋	木 造 家 屋	470,740	11,929,443	11,929,443	
	非 木 造 家 屋	312,412	13,913,116	13,913,116	
	計	783,152	25,842,559	25,842,559	
合 計				85,171,664	54,469,036

資料：平成27年度概要調書第53表、第54表

11. 償却資産の価格等に関する調

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例 規定を受けるもの	左記以外のもの	
町長が価格等を決定したもの	構 築 物	4,737,373	4,569,359	101,133	4,468,226
	機 械 及 び 装 置	2,814,267	2,751,453	121,736	2,629,717
	船 舶				
	航 空 機				
	車 両 及 び 運 搬 具	25,178	25,178		25,178
	工 具、器 具 及 び 備 品	1,585,678	1,585,576	154	1,585,422
	調 整 額				
	小 計	9,162,496	8,931,566	223,023	8,708,543
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	19,830,837	18,926,312		
	都道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	1,062,955	1,062,955		
	小 計	20,893,792	19,989,267		
法第743条第1項の規定により都道府県知事が価格等を決定したもの					
合 計		30,056,288	28,920,833		
内 訳	町 分 の 額		28,920,833		
	県 分 の 額				

資料：平成27年度概要調書第70表

12. 国有資産等所在市町村交付金の状況

(ア) 調定の状況

(単位：千円・団体)

区 分	価格	算定基準額	金額	団体数
交 付 金	1,569,764	341,934	4,787	1

(イ) 国有資産等所在市町村交付金の状況

(単位：千円)

区 分			国 有 資 産		公 有 資 産		交付金額計
			算定標準額	交付金額	算定標準額	交付金額	
貸付資産	住宅に係るもの	1/6適用			204,266	2,859,700	
		1/3適用					
		2/5適用			137,668	1,927,300	
	住宅以外のもの						
計			0	0	341,934	4,787,000	4,787,000

(注) 1/6適用：小規模住宅用地、1/3適用：一般住宅用地、2/5適用：住宅及び住宅用地

資料：平成27年度概要調書第89表

13. 固定資産基準地等価格一覧表

■ 地価公示価格（基準日：各年1月1日）

（単位：円/㎡）

所 在	22	23	24	25	26	27
中央台1丁目14-11				68,700	68,700	68,700
東酒々井一丁目1-217	63,600	63,300	62,600	62,100	62,000	62,000
中川字苗代場328	59,200	59,000	58,100	57,700	57,600	57,600
本佐倉字北押出し263-196	36,600	34,600	33,300	32,200	31,600	31,300
馬橋字中之尾余673-3（調整区域）	21,800	20,400	19,500	18,800	18,300	18,000
下岩橋字作畑262-7	28,000	26,600	25,800	25,300	25,000	24,800
酒々井1632-7				33,000	32,900	32,900

■ 県基準地価格（基準日：各年7月1日）

（単位：円/㎡）

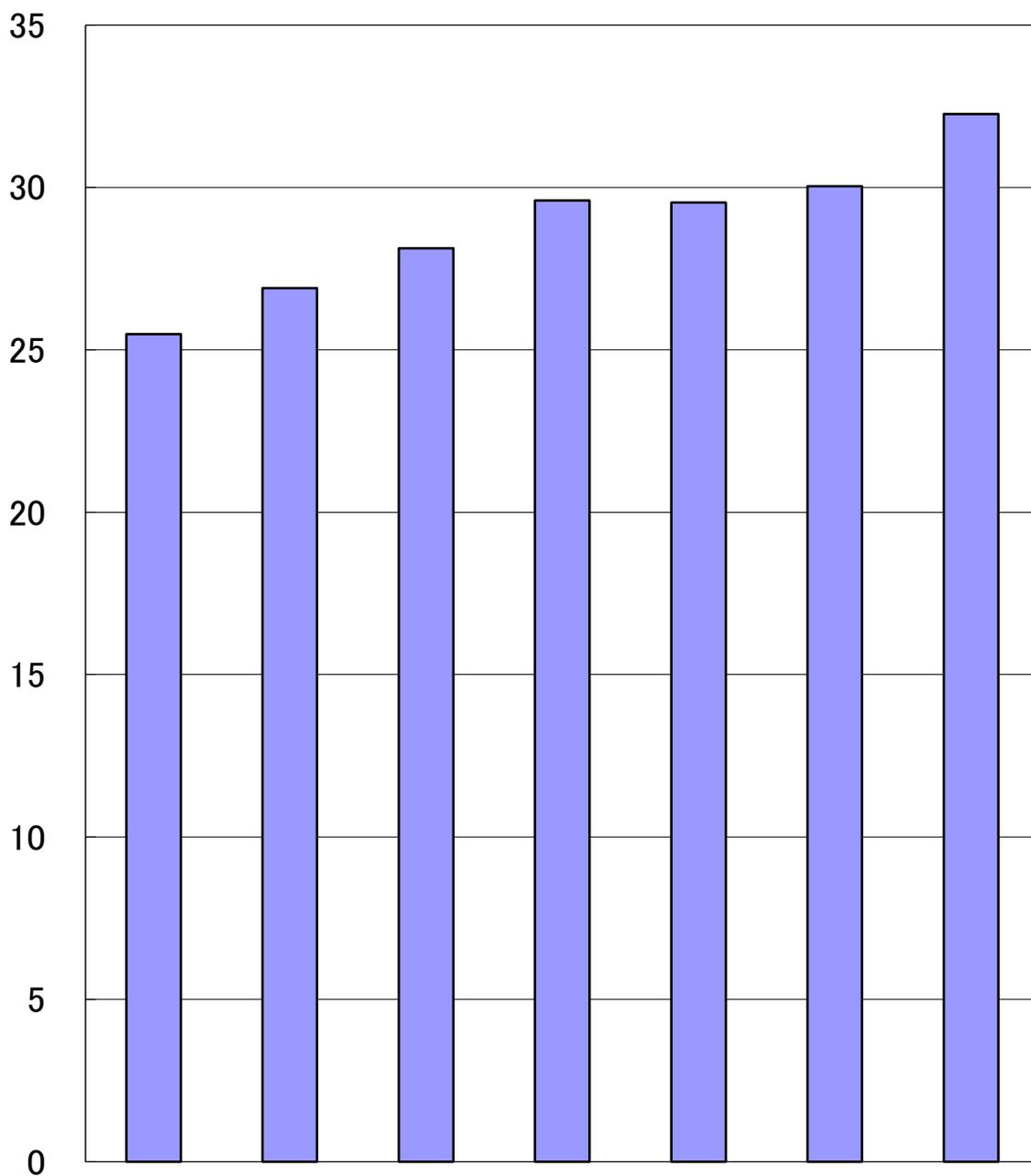
所 在	22	23	24	25	26	27
中央台2丁目14-10	67,600	66,600	66,300	66,300	66,300	66,300
上岩橋字岩崎348-5	49,600	48,700	48,300	48,000	47,900	47,800
東酒々井四丁目4-145	59,100	58,200	57,600	57,600	57,600	57,600
上本佐倉一丁目6-4	32,300	31,100	30,000	29,600	29,500	29,500
尾上字馬場354（調整区域）	8,800	8,400	8,200	8,100	8,100	8,100
中央台1丁目29番4						85,000

■ 固定資産税基準地等評価額（平成27年1月1日）

基 準 地 の 所 在	評価額（円/㎡）
酒々井字横町（町道02-009号線付近）	17,900
酒々井字下宿（県道宗吾酒々井線付近）	23,600
上本佐倉字中宿（町道02-011号線付近）	18,800
本佐倉北押出し（成城台団地）	21,300
本佐倉南押出し（町道3B-080号線付近）	13,300
馬橋字中之尾余（町道3B-141号線付近）	12,300
尾上字柳作（国道296号線付近）	12,000
墨字仲之尾余（町道3B-046号線付近）	5,700
中川字埜原谷津（国道51号線付近）	41,300
上岩橋字中川（町道02-005号線付近）	33,500
柏木字鶴巻（町道01-003号線付近）	11,300
下岩橋字溜ノ台（町道01-001号線付近）	25,000
伊篠字大日（国道51号線付近）	17,500
伊篠新田字井戸台（町道2B-010号線付近）	6,300
上本佐倉一丁目（国道51号線付近）	22,800
東酒々井一丁目（町道01-007号線付近）	53,700
東酒々井三丁目（町道2B-065号線付近）	38,500
東酒々井五丁目（町道01-007号線付近）	40,600
中央台1丁目（町道01-006号線付近）	59,500
中央台2丁目（町道02-008号線付近）	47,300
中央台4丁目（町道02-008号線付近）	44,500
ふじき野一丁目（町道2B-288号線付近）	34,200

(3) 軽自動車税

百万円



	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
決算額	25,485	26,897	28,126	29,595	29,534	30,039	32,259

(単位：千円)

1. 軽自動車税のあらまし

1. 納税義務者

町内に主たる定置場を有する軽自動車等の所有者
 (所有権留保付売買があった場合は、購入者が所有者となる。)

2. 課税客体

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車などの区分により年税額がそれぞれ確定する。

3. 税 率

	区 分	年税額
原動機付自転車	ア、総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの	1,000円
	イ、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの	1,200円
	ウ、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの	1,600円
	エ、三輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの	2,500円
小型特殊自動車及び 軽自動車	ア、二輪のもの(側車付のものを含む。)	2,400円
	イ、三輪のもの	3,100円 ※3,900円
	ウ、四輪以上のもの	
	乗用のもの 営業用	5,500円 ※6,900円
	自家用	7,200円 ※10,800円
	貨物のもの 営業用	3,000円 ※3,800円
	自家用	4,000円 ※5,000円
	エ、小型特殊自動車、農耕作業用自動車(刈取脱穀作業用自動車を含む。)	1,600円
	小型特殊 1,000cc以下	2,400円
	その他のもの	4,700円
二輪の小型自動車		4,000円

※印 年税額は、平成27年4月1日に最初(新車)の新規検査をした車両に適用

4. 納 税

- (1) 賦課期日：4月1日
- (2) 納 期：5月15日～5月31日
- (3) 徴収方法：口座振替及び納税通知書による普通徴収

2. 軽自動車税に関する調（定期分）

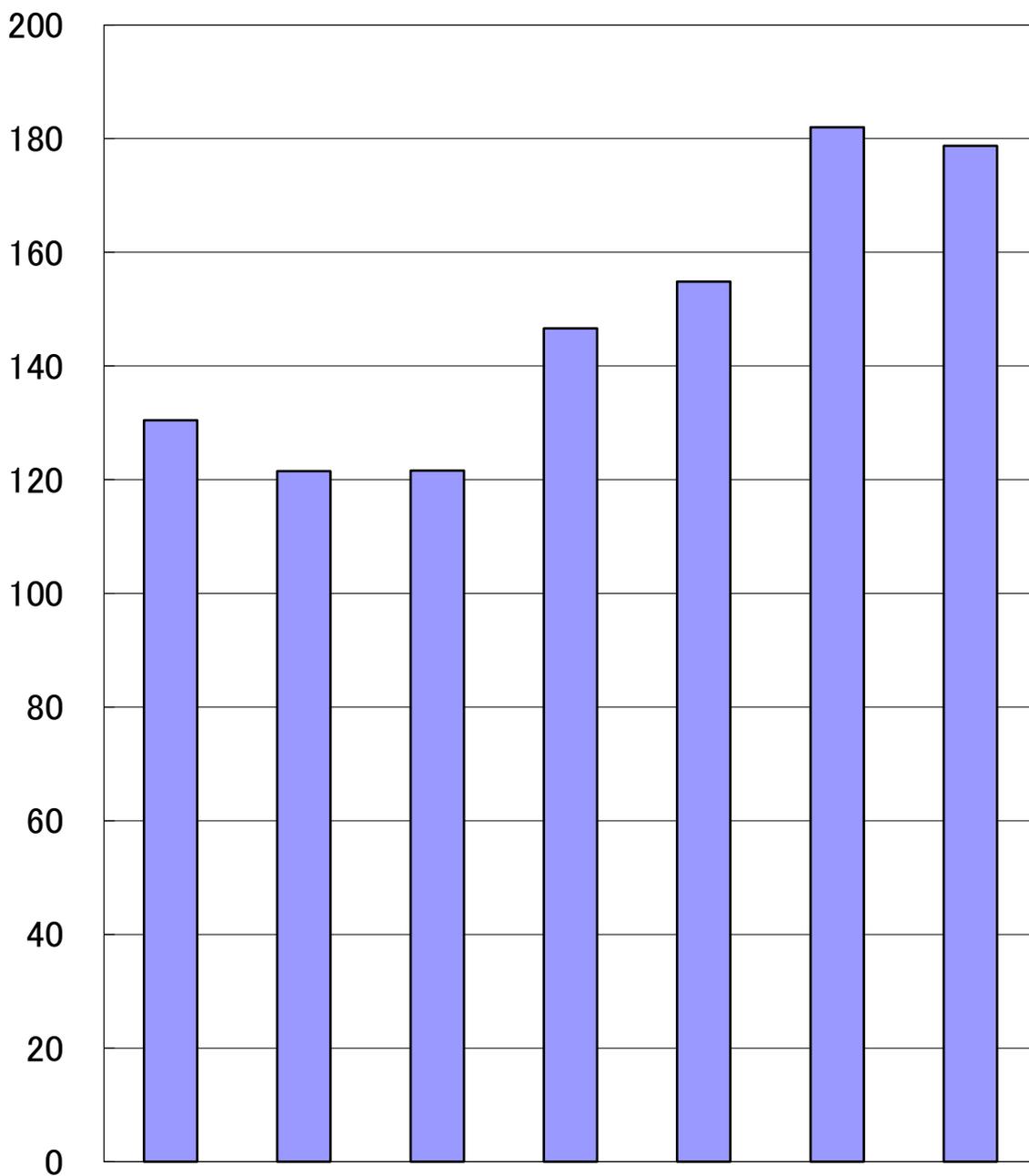
年 度		22					23					
		(a)	(b)	(c)	(a)-(b) -(c)	調定額	(a)	(b)	(c)	(a)-(b) -(c)	調定額	
車 種		保 有	官 公	課税免	課 税		保 有	官 公	課税免	課 税		
		台 数	署 分	除台数	台 数 (d)		(千円)	台 数	署 分	除台数		台 数 (d)
原 動 機 付 自 転 車	5 0cc 以下	1,218	0	0	1,218	1,218	1,199	0	0	1,199	1,199	
	ミ ニ カ ー	14	0	0	14	35	12	0	0	12	30	
	9 0cc 以下	50	0	0	50	60	47	0	0	47	56	
	1 2 5cc 以下	85	0	0	85	136	95	0	0	95	152	
	小 計	1,367	0	0	1,367	1,449	1,353	0	0	1,353	1,437	
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	二 輪 車	228	0	0	228	547	220	0	0	220	528	
	三 輪 車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	四輪乗用	営業用	4	0	0	4	22	4	0	0	4	22
		自家用	3,055	1	0	3,054	21,988	3,264	7	0	3,257	23,451
	四輪貨物	営業用	47	0	0	47	141	49	0	0	49	147
		自家用	944	3	0	941	3,764	959	3	0	956	3,824
	農 耕 用	183	0	0	183	294	187	0	0	187	299	
	小型特殊1,000cc以下	11	3	0	8	38	0	0	0	0	0	
	特殊作業用	12	0	0	12	29	20	3	0	17	57	
小 計	4,484	7	0	4,477	26,823	4,703	13	0	4,690	28,328		
二輪の小型自動車		232	0	0	232	928	232	0	0	232	928	
合 計		6,083	7	0	6,076	29,200	6,288	13	0	6,275	30,693	
対前年比	税額 (%)	103.4%					105.1%					
	台数(d)(%)	102.2%					103.3%					

24					25					26				
(a) 保有 台数	(b) 官署 分	(c) 公課 除台数	(a)-(b) -(c) 課税 台数 (d)	調定額 (千円)	(a) 保有 台数	(b) 官署 分	(c) 公課 除台数	(a)-(b) -(c) 課税 台数 (d)	調定額 (千円)	(a) 保有 台数	(b) 官署 分	(c) 公課 除台数	(a)-(b) -(c) 課税 台数 (d)	調定額 (千円)
1,147	0	0	1,147	1,147	1,114	0	0	1,114	1,114	1,133	0	0	1,133	1,133
16	0	0	16	40	19	0	0	19	47	20	0	0	20	50
44	0	0	44	53	44	0	0	44	53	42	0	0	42	50
102	0	0	102	163	116	0	0	116	186	117	0	0	117	187
1,309	0	0	1,309	1,403	1,293	0	0	1,293	1,400	1,312	0	0	1,312	1,420
212	0	0	212	509	215	0	0	215	516	244	0	0	244	586
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	4	22	7	0	0	7	39	7	0	0	7	39
3,303	7	0	3,296	23,731	3,341	7	0	3,334	24,005	3,579	7	0	3,572	25,718
47	0	0	47	141	46	0	0	46	138	46	0	0	46	138
935	3	0	932	3,728	939	3	0	936	3,744	922	4	0	918	3,672
180	0	0	180	288	181	0	0	181	289	183	0	0	183	293
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	3	0	20	64	20	3	0	17	57	10	3	0	7	33
4,704	13	0	4,691	28,483	4,749	13	0	4,736	28,788	4,991	14	0	4,977	30,479
227	0	0	227	908	230	0	0	230	920	231	0	0	231	924
6,240	13	0	6,227	30,794	6,272	13	0	6,259	31,108	6,534	14	0	6,520	32,823
100.3%					101.0%					105.5%				
99.2%					100.5%					104.2%				

各年4月1日現在

(4) 町たばこ税

百万円



	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
決算額	130,461	121,494	121,607	146,613	154,852	182,000	178,742

(単位：千円)

1. 町たばこ税のあらまし

1. 納税義務者

たばこを喫煙する消費者が負担し、日本たばこ産業(株)・TSネットワーク(株)・太豊通商(株)の卸売販売業者などが納税義務者

2. 課税客体

卸売販売業者が小売販売業者に行う製造たばこの売渡し又は消費等

3. 課税標準

売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数

4. 税率(平成25年4月1日税源移譲により税率改正)

(1) 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円(平成25年4月1日以前 4,618円)

(2) 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,495円(平成25年4月1日以前 2,190円)
(エコー・わかば・しんせい・ゴールデンバット・ウルマ・バイオレットの6銘柄)

5. 納税

日本たばこ産業(株)やTSネットワーク(株)などの卸売販売業者が毎月1日から月末までの間の課税標準数量、税額などを申告して納税します。

2. 町たばこ税の推移

年度 項目	20	21	22	23	24	25	26
売渡本数 (千本)	364 39,616	369 36,953	465 32,478	862 31,470	1,119 34,121	1,451 34,502	1,571 33,398
税率	1,564 /1,000 3,298 /1,000	1,564 /1,000 3,298 /1,000	2,190 /1,000 4,618 /1,000	2,190 /1,000 4,618 /1,000	2,190 /1,000 4,618 /1,000	2,495 /1,000 5,262 /1,000	2,495 /1,000 5,262 /1,000
税額 (千円)	570 130,656	577 121,872	875 119,201	1,888 145,326	2,451 157,571	3,584 179,659	3,919 175,743
合計税額(千円)	140,268	131,226	120,076	147,214	160,022	183,243	179,662
返還控除税額(千円)	765	955	1,045	601	1,700	1,243	920
差引調定額(千円)	139,503	130,271	119,031	146,613	158,322	182,000	178,742

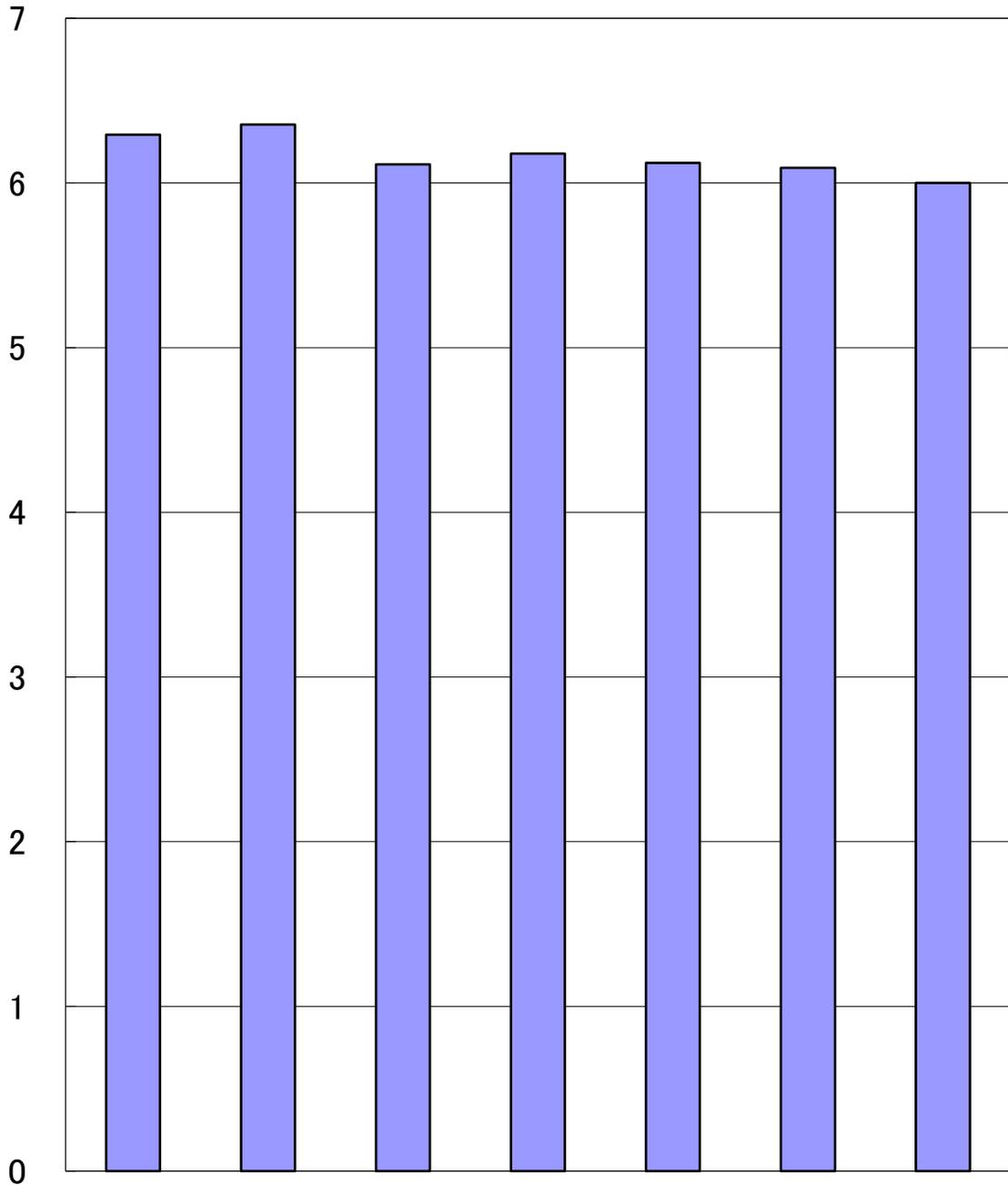
※ 項目の売渡本数、税率、税額欄の上段の数値は旧3級品のたばこ、下段の数値はそれ以外の製造たばこ

※ 平成22年度の差引調定額は、手持品課税(2,576千円)を含む。

※ 平成25年度の4月調定額(3月分申告)は、改正前の平成24年度の税率による。

(5) 国民健康保険税

億円



	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
決算額	629,212	635,384	611,351	617,855	612,153	609,170	600,052

(単位：千円)

1. 国民健康保険税のあらまし

1. 納税義務者

- ① 国民健康保険税は、町内に住所がある国民健康保険加入世帯の世帯主に課税され、世帯主が納税義務者になります。
- ② 世帯主が社会保険等の健康保険に加入している場合でも、世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者になります。（擬制世帯主といいます。）

2. 税率等

国民健康保険加入世帯単位に計算し、基礎課税額（医療分）、後期高齢者医療支援金課税額（支援金分）及び介護納付金課税額（介護分）のそれぞれの合計額が国民健康保険税額になります。

① 基礎課税額

加入者それぞれの所得、資産、加入者数に応じて計算した額に1世帯あたりの平等割額を合計した額です。

② 後期高齢者医療支援金課税額

加入者それぞれの所得、加入者数に応じて計算した額です。

③ 介護納付金課税額

加入者のうち介護保険第2号被保険者（年齢が40歳から65歳未満の方）のそれぞれの所得及び人数に応じて計算し合計した額です。

区 分	課 税 対 象		税 率 等		
			基礎課税額	後期高齢者医療支援金課税額	介護納付金課税額
所得割	前年中の総所得金額から基礎控除額を差し引いた額（注）	×	5.6/100	2.7/100	1.4/100
資産割	今年度の土地・家屋に係る固定資産税額	×	25.0/100		
均等割	国保加入者数	×	23,000円	6,400円	13,000円
平等割	国保加入世帯1世帯当り		31,200円		
課税限度額			470,000円	120,000円	90,000円

3. 賦課期日 4月1日

4. 納期限等

① 普通徴収

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納期限	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月25日	2月1日	2月29日

② 特別徴収（年金引き落とし）

時期	4月	6月	8月	10月	12月	2月

2. 国民健康保険税の被保険者数・課税状況等の推移

区 分		年 度		
		23	24	
町の世帯数（世帯） A		8,963	9,097	
町の人口（人） B		21,217	21,167	
国保加入世帯数（世帯） C		3,695	3,727	
Cの被保険者数（人） D		6,682	6,664	
加入割合（％） C / A		41.23	40.97	
加入割合（％） D / B		31.49	31.48	
課税内訳	所得割総額（千円）	基礎	219,489	217,637
		支援金	99,173	97,999
		介護	20,971	19,971
	資産割総額（千円）	基礎	36,392	34,200
	被保険者均等割総額（千円）	基礎	131,335	130,419
		支援金	36,545	36,291
		介護	26,686	26,070
	世帯別平等割総額（千円）	基礎	88,681	89,021
	計（千円）	基礎	542,570	471,277
		支援金	158,308	134,290
介護		55,258	46,041	
税率	所得割	基礎	5.6/100	5.6/100
		支援金	2.7/100	2.7/100
		介護	1.4/100	1.4/100
	資産割	基礎	25.0/100	25.0/100
	被保険者均等割（円）	基礎	23,000	23,000
		支援金	6,400	6,400
		介護	13,000	13,000
世帯別平等割（円）	基礎	31,200	31,200	
課税限度額（円）	基礎	470,000	470,000	
	支援金	120,000	120,000	
	介護	90,000	90,000	
所得割の按分基礎		法第703条の4第6項の総所得金額（ただし書方式）		同 左
資産割の按分基礎		固定資産税額のうち土地及び家屋に係る税額		同 左

(単位：千円・%・世帯・人)

25	26	27
9,400	9,509	9,526
21,464	21,482	21,321
3,667	3,754	3,720
6,532	6,577	6,399
39.01	39.47	39.05
30.43	30.61	30.01
239,684	261,232	245,839
115,561	125,950	118,529
22,251	27,276	237,960
37,197	37,824	39,323
132,485	119,365	119,190
36,865	33,214	33,166
25,003	21,659	21,204
90,280	82,228	88,736
499,646	500,649	493,088
152,426	159,164	151,695
47,254	48,935	259,164
5.6/100	5.6/100	5.6/100
2.7/100	2.7/100	2.7/100
1.4/100	1.4/100	1.4/100
25.0/100	25.0/100	25.0/100
23,000	23,000	23,000
6,400	6,400	6,400
13,000	13,000	13,000
31,200	31,200	31,200
470,000	470,000	470,000
120,000	120,000	120,000
90,000	90,000	90,000
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左

備考：本算定税率試算時の数値より
：平成12年4月1日より介護保険施行
：平成20年4月1日より後期高齢者支援金施行

3. 国民健康保険税決算額の推移

税目	年度 区分	23				24					
		調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比		
一般被保険者 国民健康保険税	現	基礎	425,067	378,184	89.0	100.9	基礎	427,775	381,579	89.2	100.9
		支援金	120,628	107,327	89.0	100.8	支援金	121,741	108,407	89.0	101.0
		介護	34,358	28,108	81.8	98.1	介護	34,365	28,035	81.6	99.7
	滞	基礎	215,049	29,149	13.6	97.8	基礎	212,968	28,955	13.6	99.3
		支援金	34,881	5,375	15.4	112.3	支援金	42,068	6,266	14.9	116.6
		介護	25,349	3,253	12.8	105.2	介護	26,450	3,456	13.1	106.2
退職被保険者 国民健康保険税	現	基礎	42,519	40,697	95.7	103.2	基礎	35,708	34,373	96.3	84.5
		支援金	13,013	12,430	95.5	103.0	支援金	10,858	10,433	96.1	83.9
		介護	10,720	10,253	95.6	103.0	介護	9,028	8,676	96.1	84.6
	滞	基礎	8,352	2,279	27.3	119.7	基礎	7,359	1,406	19.1	61.7
		支援金	1,431	361	25.2	155.6	支援金	1,654	288	17.4	79.8
		介護	1,436	439	30.6	182.2	介護	1,435	279	19.4	63.6
小計	現	646,305	576,999	89.3	101.0	639,475	571,503	89.4	99.0		
	滞	286,498	40,856	14.3	102.0	291,934	40,650	13.9	99.5		
合計	計	932,803	617,855	66.2	101.1	931,409	612,153	65.7	99.1		

4. 平成26年度国民健康保険税の決算状況

税目	区分	予算額	調定額	収入済額
一般被保険者 国民健康保険税	現	基礎	369,446,000	376,010,300
		支援金	104,087,000	106,664,953
		介護	26,096,000	25,671,287
	滞	基礎	24,341,000	31,381,568
		支援金	5,087,000	7,780,746
		介護	2,565,000	3,831,905
退職被保険者 国民健康保険税	現	基礎	32,974,000	30,078,170
		支援金	9,846,000	8,725,788
		介護	5,972,000	7,279,289
	滞	基礎	972,000	1,716,379
		支援金	283,000	488,321
		介護	219,000	423,404
小計	現	548,421,000	613,804,400	
	滞	33,467,000	45,622,323	
合計	計	581,888,000	660,052,110	

(単位：千円・%)

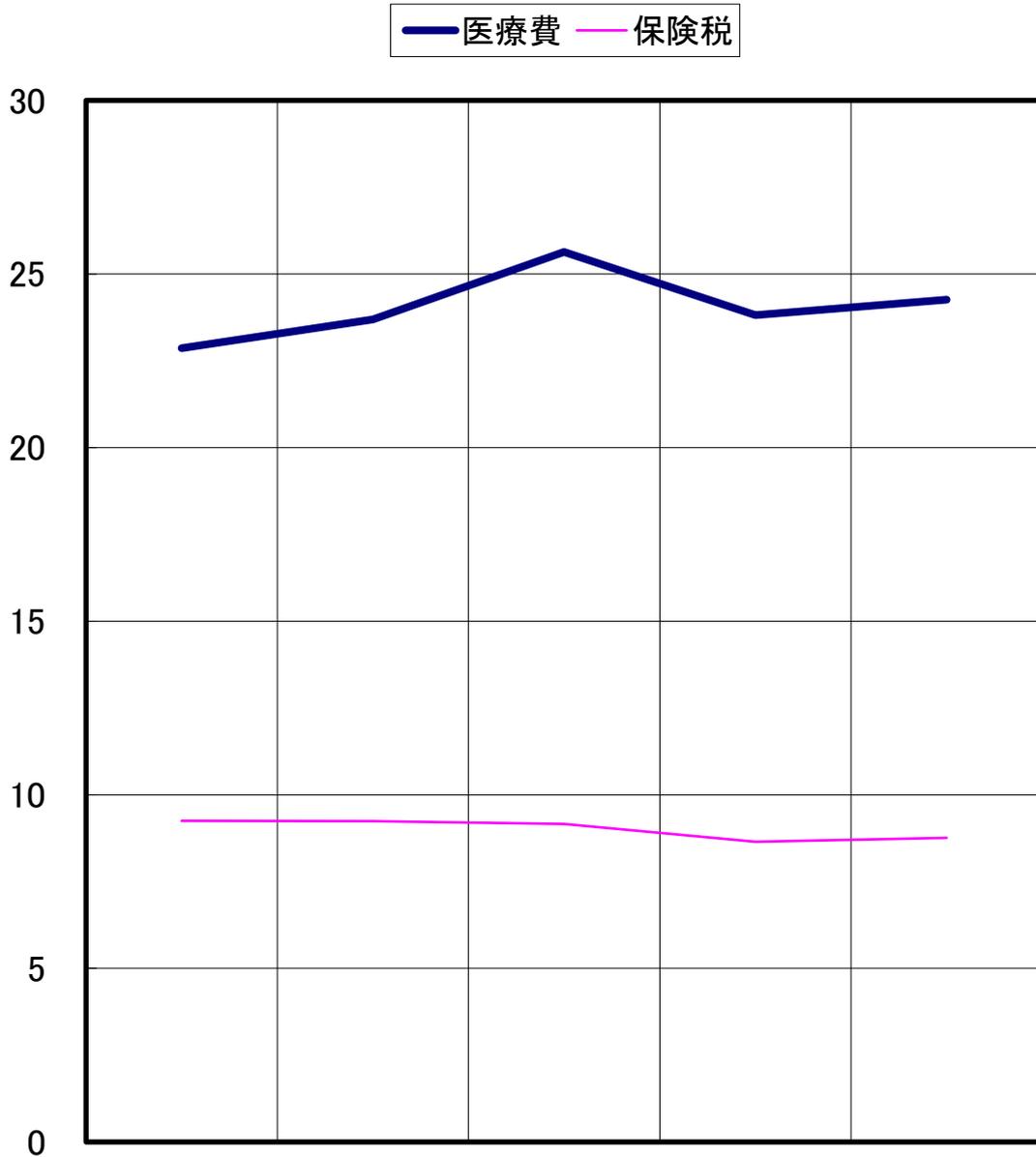
25					26					平成27年度 当初予算額	
調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比
基礎	423,246	382,426	90.4	100.2	基礎	415,923	376,011	90.4	98.3	基礎	360,098
支援金	120,314	108,366	90.1	100.0	支援金	118,525	106,665	90.0	98.4	支援金	100,784
介護	32,840	27,333	83.2	97.5	介護	31,282	25,671	82.1	93.9	介護	24,982
基礎	196,924	28,552	14.5	98.6	基礎	186,851	31,382	16.8	109.9	基礎	24,434
支援金	47,714	6,942	14.5	110.8	支援金	48,243	7,781	16.1	112.1	支援金	4,902
介護	25,758	3,469	13.5	100.4	介護	24,715	3,832	15.5	110.5	介護	2,399
基礎	33,476	32,455	97.0	94.4	基礎	31,362	30,078	95.9	92.7	基礎	30,195
支援金	9,964	9,639	96.7	92.4	支援金	9,106	8,726	95.8	90.5	支援金	8,685
介護	8,198	7,934	96.8	91.4	介護	7,606	7,279	95.7	91.7	介護	5,446
基礎	6,887	1,370	19.9	97.4	基礎	5,594	1,716	30.7	125.3	基礎	675
支援金	1,790	375	20.9	130.2	支援金	1,665	488	29.3	130.1	支援金	231
介護	1,471	309	21.0	110.8	介護	1,375	423	30.8	136.9	介護	190
628,038	568,153	90.5	99.4	613,804	554,430	90.3	97.6	530,190			
280,544	41,017	14.6	100.9	268,443	45,622	17.0	111.2	32,831			
908,582	609,170	67.0	99.5	882,247	600,052	68.0	98.5	563,021			

(単位：円・%)

不納欠損額	収入未済額	収 納 率	平成25年度収納率	平成24年度収納率
	39,913,062	90.40	90.36	89.20
	11,859,857	89.99	90.07	89.05
	5,611,120	82.06	83.23	81.58
19,729,167	135,740,066	16.79	14.50	13.60
4,349,965	36,112,024	16.13	14.55	14.89
2,643,781	18,238,988	15.50	13.47	13.07
	1,283,368	95.91	96.95	96.26
	380,502	95.82	96.74	96.09
	326,704	95.70	96.79	96.11
211,680	3,665,677	30.68	19.89	19.11
50,205	1,127,125	29.32	20.92	17.40
48,802	902,657	30.80	21.00	19.43
0	59,374,613	90.33	90.46	89.37
27,033,600	195,786,537	17.00	14.62	13.92
27,033,600	255,161,150	68.01	67.05	65.72

5. 国民健康保険1人当りの医療費と保険税の推移

万円



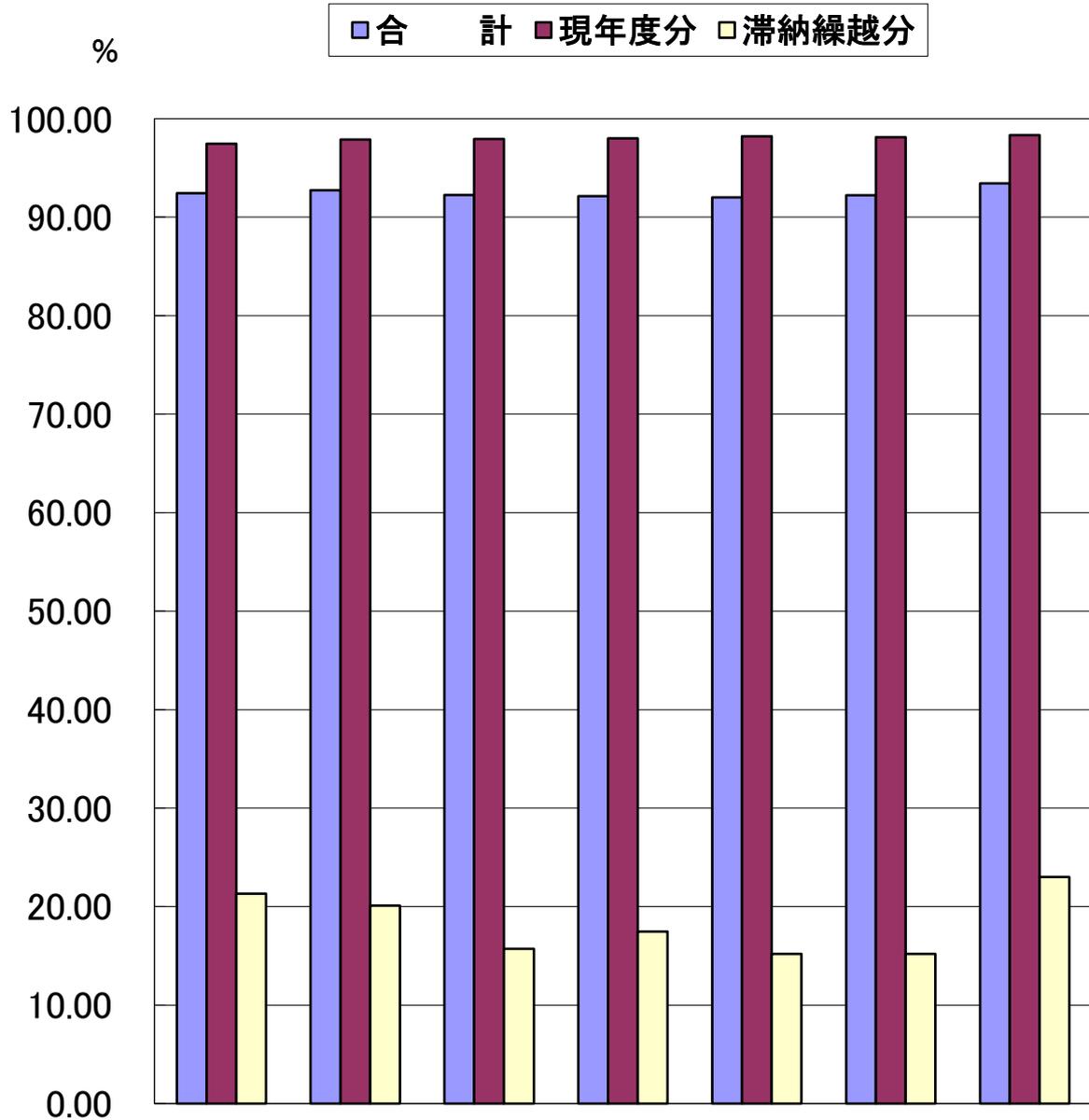
(単位: 円)

年度 区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医療費	228,629	236,922	256,349	238,187	242,563
保険税	92,489	92,383	91,578	86,461	87,611

※ 医療費は、一部負担金を除いた値。
保険税は、現年調定額（介護納付金分をのぞく。）を平均被保険者数で除した値。

IV 徴 収

(一 般 会 計)



	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
合 計	92.45	92.75	92.25	92.13	92.02	92.22	93.43
現 年 度 分	97.46	97.89	97.95	98.00	98.22	98.14	98.35
滞 納 繰 越 分	21.31	20.11	15.72	17.48	15.19	15.21	23.01

(単位：%)

1. 町税口座振替状況調

(単位：人・件・%)

年度	区分 税目	納税義務者数 (A)	口座振替依頼数 (B)	口座振替加入率 (B) / (A)	口座振替依頼数 対前年比
平成 25 年度	町・県民税 (普通徴収)	4,185	785	18.76	100.90
	固定資産税 都市計画税	8,817	3,624	41.10	100.64
	軽自動車税	6,259	763	12.19	98.96
	国民健康 保険税	3,161	1,110	35.12	101.74
	計	22,422	6,282	28.02	100.66
平成 26 年度	町・県民税 (普通徴収)	4,042	752	18.60	95.80
	固定資産税 都市計画税	8,922	3,644	40.84	100.55
	軽自動車税	6,520	740	11.35	96.99
	国民健康 保険税	3,066	1,101	35.91	99.19
	計	22,550	6,237	27.66	99.28

2. 町税口座振替納付状況調

(単位：円・%)

年度	区分 税目	税 収 入 額 (A)	口座振替納付税額 (B)	口座振替納付税額 の割合 (B) / (A)	口座振替納付税額 対前年比
平成 25 年度	町・県民税 (普通徴収)	449,129,342	111,408,566	24.81	97.85
	固定資産税 都市計画税	1,149,220,164	341,275,300	29.70	102.48
	軽自動車税	29,273,400	3,511,900	12.00	102.54
	国民健康 保険税	479,900,609	214,841,400	44.77	99.86
	計	2,107,523,515	671,037,166	31.84	100.84
平成 26 年度	町・県民税 (普通徴収)	558,524,985	192,462,306	34.46	172.75
	固定資産税 都市計画税	1,255,030,130	350,700,900	27.94	102.76
	軽自動車税	31,338,000	3,459,300	11.04	98.50
	国民健康 保険税	554,429,787	206,465,800	37.24	96.10
	計	2,399,322,902	753,088,306	31.39	112.23

3. 督促状発送状況の推移

1. 町民税

(単位：件・%)

年度 \ 区分	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
22	45,332	4,071	8.98
23	44,557	3,891	8.73
24	44,399	3,544	7.98
25	43,601	3,610	8.28
26	43,611	3,328	7.63

2. 固定資産税・都市計画税

年度 \ 区分	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
22	35,062	4,141	11.81
23	35,057	4,159	11.86
24	35,104	3,899	11.11
25	35,149	3,286	9.35
26	35,577	3,330	9.36

3. 軽自動車税

年度 \ 区分	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
22	6,024	1,370	22.74
23	6,189	1,228	19.84
24	6,118	1,172	19.16
25	6,176	1,114	18.04
26	6,444	1,107	17.18

4. 国民健康保険税

年度 \ 区分	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
22	23,718	6,498	27.40
23	24,020	6,215	25.87
24	23,940	5,553	23.20
25	23,438	5,266	22.47
26	22,948	4,915	21.42

4. 不納欠損額の推移

(単位：人・円)

税目		22		23		24		25		26	
		人数	金額								
町民税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	101	5,147,294	119	4,975,622	162	9,085,048	180	12,391,540	131	8,725,614
個人	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	96	4,816,994	112	4,625,322	159	8,835,048	173	11,932,640	124	8,260,614
法人	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	5	330,300	7	350,300	3	250,000	7	458,900	7	465,000
固定資産税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	82	5,390,371	88	4,288,658	98	8,944,787	109	8,217,176	85	6,788,597
軽自動車税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	47	295,800	53	392,400	66	440,600	64	418,400	85	549,600
都市計画税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	82	495,350	88	390,042	98	818,713	192	747,424	85	602,653
特別土地保有税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	230	11,328,815	260	10,046,722	326	19,289,148	353	21,774,540	301	16,666,464
国民健康保険税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	192	14,855,900	209	19,531,150	333	34,449,216	288	28,090,500	249	27,033,600
合計	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	422	26,184,715	469	29,577,872	659	53,738,364	641	49,865,040	550	43,700,064

5. 滞納繰越収納状況の推移

税 目		年 度		22				23			
		調定額	収入済額	収納率	収入額対 前年比	調定額	収入済額	収納率	収入額対 前年比		
町 民 税	個 人	105,819	16,281	15.4	74.0	111,930	15,820	14.1	97.2		
	法 人	2,721	395	14.5	50.3	3,301	848	25.7	214.7		
	小 計	108,540	16,676	15.4	73.2	115,231	16,668	14.5	100.0		
固 資 産 定 税	土 地	27,252	4,369	16.0	86.8	27,791	6,040	21.7	138.2		
	家 屋	43,935	7,045	16.0	90.5	47,008	10,216	21.7	145.0		
	償却資産	0	0	-	-	0	0	-	-		
	小 計	71,187	11,414	16.0	89.0	74,799	16,256	21.7	142.4		
軽 自 動 車 税		3,706	730	19.7	110.1	4,046	729	18.0	99.9		
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.0		0	0	0.0			
都 計 画 市 税	土 地	2,959	473	16.0	86.0	3,007	647	21.5	136.8		
	家 屋	3,491	557	16.0	89.4	3,682	793	21.5	142.4		
	小 計	6,450	1,030	16.0	87.8	6,689	1,440	21.5	139.8		
計（一般会計分）		189,883	29,850	15.7	79.7	200,765	35,093	17.5	117.6		
国 民 健 康 税 保 險 税	一 般	361,955	37,693	10.4	98.5	275,278	37,777	13.7	100.2		
	退 職	9,705	2,378	24.5	118.4	11,218	3,078	27.4	129.4		
	小 計	371,660	40,071	10.8	99.5	286,496	40,855	14.3	102.0		
合 計		561,543	69,921	12.5	90.0	487,261	75,948	15.6	108.6		

(単位：千円・%)

24				25				26			
調定額	収入済額	収納率	収入額対前年比	調定額	収入済額	収納率	収入額対前年比	調定額	収入済額	収納率	収入額対前年比
116,983	16,022	13.7	101.3	118,246	16,662	14.1	104.0	119,288	27,196	22.8	163.2
2,613	404	15.5	47.6	2,540	501	19.7	124.0	2,126	333	15.7	66.5
119,596	16,426	13.7	98.5	120,786	17,163	14.2	104.5	121,414	27,529	22.7	160.4
28,461	4,941	17.4	81.8	26,267	4,384	16.7	88.7	24,170	5,743	23.8	131.0
44,913	7,797	17.4	76.3	42,457	7,087	16.7	90.9	40,067	9,519	23.8	134.3
0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-
73,374	12,738	17.4	78.4	68,724	11,471	16.7	90.1	64,237	15,262	23.8	133.0
4,210	652	15.5	89.4	4,320	765	17.7	117.3	4,452	921	20.7	120.4
0	0	0.0		0	0	0.0		0	0	0.0	
3,048	522	17.1	80.7	2,779	458	16.5	87.7	2,505	592	23.6	129.3
3,451	591	17.1	74.5	3,221	531	16.5	89.8	3,028	716	23.6	134.8
6,499	1,113	17.1	77.3	6,000	989	16.5	88.9	5,533	1,308	23.6	132.3
203,679	30,929	15.2	88.1	199,830	30,388	15.2	98.3	195,636	45,020	23.0	148.2
281,487	38,677	13.7	102.4	270,396	38,963	14.4	100.7	259,808	42,994	16.5	110.3
10,447	1,972	18.9	64.1	10,149	2,054	20.2	104.2	8,634	2,628	30.4	127.9
291,934	40,649	13.9	99.5	280,545	41,017	14.6	100.9	268,442	45,622	17.0	111.2
495,613	71,578	14.4	94.2	480,375	71,405	14.9	99.8	464,078	90,642	19.5	126.9

6. 平成27年度納期一覧表

月 別	税 目	期 別	納 期 限
平成27年 4月	○ 固定資産・都市計画税	1期	4月30日
5月	◎ 軽自動車税	全期	6月1日
6月	□ 町 県 民 税	1期	6月30日
7月	○ 固定資産・都市計画税 ☆ 国民健康保険税	2期 1期	7月31日
8月	□ 町 県 民 税 ☆ 国民健康保険税	2期 2期	8月31日
9月	☆ 国民健康保険税	3期	9月30日
10月	□ 町 県 民 税 ☆ 国民健康保険税	3期 4期	11月2日
11月	☆ 国民健康保険税	5期	11月30日
12月	○ 固定資産・都市計画税 ☆ 国民健康保険税	3期 6期	12月25日
平成28年 1月	□ 町 県 民 税 ☆ 国民健康保険税	4期 7期	2月1日
2月	○ 固定資産・都市計画税 ☆ 国民健康保険税	4期 8期	2月29日

V そ の 他

1. 税務証明書等の取扱件数

(単位：件)

種 類		年 度				
		22	23	24	25	26
有 料	所 得 証 明	764	635	842	902	911
	課 税 証 明	938	987	953	1,194	1,390
	非 課 税 証 明	1,506	1,551	1,462	1,608	1,652
	住 民 税 決 定 証 明	5	96	135	101	309
	評 価 証 明	380	432	440	398	500
	資 産 証 明	2	13	1	1	2
	公 課 証 明	136	122	151	178	195
	納 税 証 明	563	430	389	437	453
	閲 覧	214	191	221	179	301
	住 宅 用 家 屋 証 明	66	70	78	67	89
	そ の 他	12	8	22	15	15
小	計	4,586	4,535	4,694	5,080	5,817
無 料	標 識 交 付	238	233	275	308	259
	廃 車 申 告	231	278	276	298	289
	軽 自 納 税 証 明	430	461	415	459	380
	そ の 他	221	225	105	73	78
小	計	1,120	1,197	1,071	1,138	1,006
合	計	5,706	5,732	5,765	6,218	6,823

※ 「所得証明」には、児童手当用も含む。

2. 町税徴収経費の推移（一般会計）

区 分		年 度		
		22	23	
収 入 額	町 税 (A)	2,529,964	2,537,524	
	県 民 税	717,373	687,725	
	合 計 (B)	3,247,337	3,225,249	
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	46,008	43,093
		諸 手 当	21,398	20,901
		(1) 超過勤務手当	0	0
		(2) 税務特別手当	0	0
		(3) その他の手当	21,398	20,901
		そ の 他	11,996	11,566
		小 計	79,402	75,560
	需 用 費	旅 費	0	0
		賃 金	702	789
		そ の 他	21,610	21,149
		小 計	22,312	21,938
	報 奨 金 等	納税貯蓄組合補助金	0	0
納期前納付報奨金		0	0	
納 税 奨 励 金		0	0	
そ の 他		0	0	
小 計		0	0	
そ の 他	118,770	30,427		
合 計 (C)	220,484	127,925		
県 民 税 徴 収 取 扱 費 (D)		35,735	30,995	
(C) - (D) (E)		184,749	96,930	
税 収 入 額 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	(C) / (B)	6.8	4.0	
	(E) / (A)	7.3	3.8	
町 税 職 員 数		15	15	
職 員 一 人 当 り の 人 件 費 (F)		5,293	5,037	

(単位：千円・％・人)

24	25	26	27
2,727,162	2,387,115	2,800,052	2,658,341
697,127	649,536	746,211	663,238
3,424,289	3,036,651	3,546,263	3,321,579
44,748	48,297	44,815	44,290
21,460	23,091	23,037	22,748
0	0	0	0
0	0	0	0
21,460	23,091	23,037	22,748
12,034	13,296	12,813	12,619
78,242	84,684	80,665	79,657
0	0	2	7
688	958	727	1,210
20,097	18,933	17,257	17,251
20,785	19,891	17,986	18,468
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
31,045	31,270	29,229	35,280
130,072	135,845	127,880	133,405
32,151	31,681	32,923	32,715
97,921	104,164	94,957	100,690
3.8	4.5	3.6	4.0
3.6	4.4	3.4	3.8
13	14	14	13
6,019	6,049	5,762	6,127

資料：課税状況等調書第39表（平成27年度は当初予算）



酒々井町マスコットキャラクター
井戸っこ（しすいちゃん）

平成27年度
税 務 概 要

発 行 平成27年10月
編 集 酒々井町税務住民課

〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11
電 話 043(496)1171
FAX 043(496)4541
E-mail zeimu@town.shisui.chiba.jp